

世界遺産暫定一覧表「準備状況報告書」一覧

	提 案 名	ページ
1	「古都鎌倉の寺院・神社ほか」	P1～P10
2	「彦根城」	P11～P18
3	「富岡製糸場と絹産業遺産群」	P19～P26
4	「富士山」	P27～P37
5	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」	P38～P46
6	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」	P47～P53
7	「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」	※平成18年12月に推薦書を提出済み
8	「国立西洋美術館(本館)」	※平成20年1月に推薦書を提出予定

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「武家の古都・鎌倉の文化財」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

神奈川県横浜市金沢区、神奈川県鎌倉市、神奈川県逗子市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡。(構成資産別は、別紙1『「武家の古都・鎌倉の文化財」推薦資産の目録』のとおり)

4. 資産の概要

鎌倉は、日本文化の大きな基盤をなしてきた武家文化が成立し、発展した地である。

鎌倉を根拠地として12世紀末に政権(鎌倉幕府)を築いた武家は、自律や自己救済など独自の精神性や宗教観に基づいて、それまでの貴族中心の文化や、中国からもたらされた禅宗などの文化を融合させ、新たに武家の文化を創出した。

武家は、鎌倉の地形的特長を活かした交通施設の建設や土地開発などにより政権所在地の整備を行い、政権や自身の拠り所となる宗教を選んで多くの社寺を造営した。武家は、ここで芸術や技術を取り入れて教養を高め、学問や法令に学んで政治力を養った。その結果、多方面にわたる武家の文化が鎌倉で育ち、それが京都を始め全国に広がって、約700年にわたって続く日本の武家社会の礎を築いた。

鎌倉で育った武家のものの考え方や生活習慣は、現在の日本人の中に深く浸透して継承されている。なかでも日本的発展を遂げた「禅」や、名誉を重んじる武家の倫理観などは、日本人の精神面を大きく規定することになった。

鎌倉には、こうした武家文化の源流を示す資産や武家政権に関わる資産が遺跡並びに記念工作物として社寺などに数多く良好に遺存している。

5. 推薦に向けた課題

鉄道その他の景観阻害要因の解消に向けた中長期的方針及び対策の検討

6. 基準の適用

資産の推薦に当たっての登録基準への適合性の証明

(1) 条約上の資産の種別

「遺跡」及び「記念工作物」に該当する。

(2) 登録基準への適合性の証明

「武家の古都・鎌倉の文化財」は、世界遺産一覧表への資産登録に当たって

の評価基準のうち、(iii)、(iv)及び(vi)に該当する。

1) 基準 (iii) への適合性

武家文化の成立及び発展の原動力となったのは、武家が全国政権としての政治的・経済的実力を背景に、鎌倉に積極的に造立した鶴岡八幡宮、建長寺、鎌倉大仏などの神社仏閣であった。これらの神社仏閣を中心にして生み出された武家文化は、宗教、建築、作庭、絵画・彫刻、文学及び喫茶などの多方面に及ぶが、その後、京都をはじめ日本全国に広がって、日本文化の大きな基盤となって現代までに多大な影響を与えている。

「武家の古都・鎌倉の文化財」を構成する資産に含まれる神社仏閣は、その多くが創建以来の武家文化の伝統を引き継ぎながら、現在も宗教を中心とした文化活動を継承している。また、これら神社仏閣の境内は歴史的な変遷を経つつも、伽藍配置や殿舎、堂宇などの伝統を継承しつつその機能を維持しており、地下には考古学的遺跡として創建以来の遺構を良好に保存している。

一方、険峻な丘陵で囲まれた防御的地形を根拠地に選んだ武家は、武家政権の首都機能整備の過程において、地形的特徴に応じた積極的な開発や土地利用を展開した。それは、交通路としての切通などの建設、社寺境内及び宅地の確保にみられる谷戸の開発、葬送・供養施設としてのやぐらの造営などに如実に現されている。やぐらや交通路の整備に関わる遺跡、武家屋敷跡や寺院跡などは、14世紀前半に鎌倉幕府が滅亡するとともに、本来の機能を停止していったが、それらは現在も地上や地下に考古学的遺跡として往時の姿を良好にとどめている。また、社寺境内は造成当時の姿をほぼ維持している。

2) 基準 (iv) への適合性

鎌倉大仏は、武家と民衆が、武家政権の安定と民衆救済の願いを込めて造った武家政権の首都の象徴であるが、現在に至るまで造立以来の姿をほぼ完全にとどめ、鎌倉のシンボルとしていまでも国内外からの来訪者は跡を絶たない。彫刻としての鎌倉大仏は、鎌倉彫刻円熟期の傑作に位置づけられ、技術的にも、13世紀中葉から14世紀にかけて造られた東アジア最大の鑄造仏で、当該時期の我が国における鑄造技術の頂点を示す傑作である。また、考古学的調査によって大仏殿が存在したことで鑄造の過程が明らかにされている点においても、他に類を見ない顕著な普遍的価値を示している。

鎌倉では中国宋朝江南地域の大禪宗寺院の意匠・技術が導入され、従来の日本建築と融合して新たな建築様式が創出された。この建築様式は、禪宗寺院に用いられたため禪宗様と呼ばれ、後には宗派を超えて広く用いられて日本の木造建造物の二大建築様式の一つになった。建長寺の各堂宇は、江戸時代に鎌倉の禪宗様を忠実な技術的伝統によって再建などがされたものであり、円覚寺舍利殿は15世紀における禪宗様式木造建造物の傑作である。

鎌倉に建立された禅宗寺院では、中国五山禅林には見られない方丈裏に苑池を伴う独自の庭園が創出された。なかでも瑞泉寺庭園は、岩盤を掘り出して造られた鎌倉独自の庭園様式を示す一方で、苑池・回遊路・展望地点と境致とされた地形・地物が良好に組み合わせられという特徴を有し、これは後の京都における作庭へと引き継がれていく禅宗庭園の基本要素を完成させた傑作である。

武家が鎌倉で積極的に建立した寺院においては、僧侶の墓塔に無縫塔、法篋印塔及び五輪塔が採用された。これらの各種石塔はその後の日本における葬送・供養の形態として定着するが、それは死者供養の思想を反映させて武家が石塔建立を一般化したことに始まる。鎌倉に残された当該期の石塔類は、そのことを物語る物証である。

鎌倉の神社仏閣の多くは、鎌倉の三方を取り囲む丘陵の裾に樹枝状に広がる谷戸を開発して営まれており、それぞれの境内は山稜部の樹林を後背景観とすることを特徴としている。「武家の古都・鎌倉の文化財」の構成資産に含まれる神社仏閣及びその跡は、すべてこの特徴を有しており、同一の景観設計のもとに境内造成が行われたことを示す。また、鎌倉全体においても、都市景観は三方を囲む丘陵を背景として、鶴岡八幡宮をその中心に、若宮大路を都市の基軸線とする基本設計のもとに、神社仏閣や居住・生活区域が配置される特徴的な構成を持っていた。この特徴は、都市化が進んだ現在の鎌倉においても変わることなく、日本の首都圏にあっても歴史的な景観設計を反映させながら、住環境を含めた良好な都市環境を維持している。

3) 基準 (vi) への適合性

鎌倉の神社仏閣においては、宗教活動の継続の中で武家文化の伝統が伝えられている。建長寺や円覚寺においては、現在も専門道場において禅僧の厳しい修行が続けられている。鶴岡八幡宮においては、流鏝馬神事が毎年奉納されているが、これは武家の精神と武芸の伝統を、いまでも往時の姿のまま伝える行事である。また、日本人の一般的な年中行事の筆頭にあげられる初詣は、1181年に源頼朝が制定した正月元旦の鶴岡八幡宮参拝に始まり、後に宗派を問わず定着した行動様式である。さらに、武家の精神を代表する敵味方供養の思想は、国際赤十字への加盟の際に強調された博愛思想や、アジア太平洋戦争の沖縄戦における平和の礎などに示されている。

このように、鎌倉で生まれた武家文化は、現在に至るまでの日本文化へ多大な影響を及ぼしながら、他の文化的要素と融合して大きな基盤を形成するとともに、様々な文化要素や生活様式などに引き継がれて、日本人の思想・信条・精神形成などに色濃く反映されている。これは、先に評価基準 (iii) 並びに (iv) に適合することを証明した鎌倉で樹立された政権下において創出された武家文化が、成熟・発展していく過程における多様な無形の所産である。

7. 真実性／完全性の証明

推薦書原案作成のため委員会で検討するための（案）を作成検討中。

8. 類似資産との比較研究

(1) 比較項目の特定

【鎌倉の顕著な普遍的価値】

- 1) 武家文化の源流としての価値を示すこと
- 2) 最初の武家政権の首都であったこと

【比較項目】

- 1) 武家文化の源流
- 2) 独立した一国の首都であったこと
- 3) 軍事階級による政権であること
- 4) 成立時期及び存続期間
- 5) 各遺産における構成資産の位置付け

(2) 同種遺産の特定

同種遺産の特定にあたっては、仏教文化圏における一国の首都であった資産を抽出し、比較検討の対象とする。

ア 日本の国内における同種遺産

【世界遺産一覧表に既登録の同種の遺産－3件】

- ①「古都京都の文化財」登録基準 ii・iv、1994年
- ②「古都奈良の文化財」登録基準 ii・iii・iv・vi、1998年
- ③「琉球王国のグスク及び関連資産群」登録基準 ii・iii・iv・vi、1999年

【日本の暫定一覧表に登載されている同種の資産－2件】

- ④「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観－」登録基準 iii・iv・v・vi
- ⑤「飛鳥・藤原－古代日本の宮都と遺跡群」登録基準 ii・iii・iv

イ 国外における同種遺産

- ⑥「古代都市ポロンナルワ」（スリランカ）登録基準 i・iii・vi、1982年
- ⑦「古代都市シーギリヤ」（スリランカ）登録基準 ii・iii・iv、1982年
- ⑧「故宮」（中国）登録基準 i・ii・iii・iv、1987年
- ⑨「古都アユタヤと周辺歴史地区」（タイ）登録基準 iii、1991年
- ⑩「古都スコタイと周辺歴史地区」（タイ）登録基準 i・iii、1991年
- ⑪「アンコール」（カンボジア）登録基準 i・ii・iii・iv、1992年
- ⑫「フエの建造物群」（ベトナム）登録基準 iii・iv、1993年
- ⑬「ラサのポタラ宮歴史地区」（中国）登録基準 i・iv・vi、1994年
(2000年、2001年追加指定)
- ⑭「ルアン・プラバン」（ラオス）登録基準 ii・iv・v、1995年
- ⑮「昌徳宮」（韓国）登録基準 ii・iii・iv、1997年
- ⑯「慶州の歴史地区」登録基準 ii・iii、2000年

(3) 結論

比較検討の対象となる遺産は、仏教文化の影響を受けながらも、各地域にお

ける固有の文化的要素を含んで成立している。そのため、国外の遺産には、日本において独自に発展した禅宗寺院や、武家の信仰を示す神社などに代表される、日本固有の文化である武家文化の源流としての価値を示す資産は存在しない。また、武家文化の成立は、世界史上最初の武家政権である鎌倉幕府の成立を背景とし、その後日本各地へ伝わって成熟していったものであるため、日本国内においても、武家文化の源流としての鎌倉と比較し得る遺産は存在しない。

「武家の古都・鎌倉の文化財」の資産は、戦士階級であることを最も重要とする武家独自の精神性や宗教観を示す神社・寺院のほか、武家文化成立の背景となった最初の武家政権である鎌倉幕府の、武家に関わる館跡や交通施設などの遺跡群で構成されている。

武家のように、戦士階級であることを存在の第一義とする階層による政権の性格や、首都機能の主要素としての交通施設などを含む鎌倉の資産構成は、比較した同種の遺産の中にはみられない顕著な特徴である。

これら武家文化の源流を示す鎌倉の資産が持つ世界的な価値は、日本のみならず国外における同種の遺産に比較検討の対象となり得るものが見出せないことから、世界的に類例を見ない稀有の事例だといえる。

9. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表




構成資産の名称等は別紙1『「武家の古都・鎌倉の文化財」推薦資産の目録』のとおり

10. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

「9. 構成資産の整理表」の図参照

適用法制度

古都保存法  歴史的風土保存地区  歴史的風土特別保存地区

県・市風致地区条例  風致地区

景観法  景観地区

都市計画法  高度地区  第1種低層住居専用地域

海岸法  海岸保全区域

11. 保存管理計画の策定状況

別紙2『11. 保存管理計画策定等の準備・進捗状況』のとおり

12. 地方公共団体における推薦準備のための体制整備の状況

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

別紙3『推進組織及びスケジュール』のとおり

「武家の古都・鎌倉の文化財」 推薦資産の目録 (23件)

名 称	世界遺産条約上の種別	文化財保護法による指定		建立時代	概 要
		種 別	指定年月日		
1. 鶴岡八幡宮	遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 4月24日 追加 2005(平成17)年 8月29日	1180(治承4)年	武家政権の守護神として建てられた神社。 鎌倉時代以降も歴代の武家政権の崇敬を受けた。
1- (1) 摂社若宮	記念工作物	重要文化財建造物	1996(平成 8)年 7月 9日	1180(治承4)年 1624(寛永元)年	鶴岡八幡宮の中心施設。現在の社殿は江戸幕府によって造られたもの。
1- (2) 上宮	記念工作物	重要文化財建造物	1996(平成 8)年 7月 9日	1180(治承4)年 1828(文政11)年	鶴岡八幡宮の中心施設。現在の社殿は江戸幕府によって造られたもの。
1- (3) 末社丸山稲荷社	記念工作物	重要文化財建造物	1967(昭和42)年 6月15日	1180(治承4)年 1500(明応9)年	室町時代の建造物で、当時、関東を治めていた武家政権によって造られたもの。
1- (4) 若宮大路	遺 跡	史 跡	1935(昭和10)年 6月 7日 追加 2006(平成18)年 1月26日	1182(寿永元)年	鶴岡八幡宮の参道。
1- (5) 大鳥居	記念工作物	重要文化財建造物	1904(明治37)年 8月29日	12世紀末 1668(寛文8)年	若宮大路の先端に立つ施設。現在のものは江戸幕府によって造られたもの。
2. 荏柄天神社	遺 跡	史 跡	2005(平成17)年 7月14日	1104(長治元)年	鶴岡八幡宮と並ぶ武家の守護神とされ、また、誓約と詩歌の神として、歴代の武家政権に非常に崇敬された。
2- (1) 本殿	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1316(正和5)年	鶴岡八幡宮の修理の度ごとに、その資材で補修されてきたという来歴を持ち、荏柄社と八幡宮との位置付けを示す。現在の建物は鎌倉時代末のもの。
3. 寿福寺	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 3月22日	1200(正治2)年	源頼朝の父親の屋敷跡に建てられた寺院で、鎌倉と武家政権成立との関わりを示す。 鎌倉で最初の禅宗寺院
4. 建長寺	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 9月12日 追加 2007(平成19)年 7月26日	1249(建長元)年	日本で初めての禅宗専門道場。門、仏殿、法堂が縦に並ぶ禅宗様伽藍の発祥地。
4- (1) 建長寺庭園	遺 跡	史跡・名勝	1932(昭和 7)年 7月23日	1253(建長5)年 には造営	谷戸を開発する鎌倉の特性により池が方丈の裏に造られた、日本庭園の源流となる庭園。
4- (2) 山門	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1281(弘安4年) には存在 1776(安永6)年	建長寺の象徴としての役割を持つ大規模木造建造物。 現在の山門は江戸時代に造られ、当時の鎌倉の建築技術を示している。
4- (3) 仏殿	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	1253(建長5)年 1628(寛永5)年	建長寺の中心伽藍の一つ。 現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
4- (4) 法堂	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1275(健治元)年 1825(文政8)年	建長寺の中心伽藍の一つ。現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
4- (5) 唐門	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	不明 1626(寛永3)年	建長寺方丈の正式な門として、極めて重要視された施設である。現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
4- (6) 昭堂	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	1279(弘安2)年頃 1634(寛永11)年頃	建長寺の開山である蘭溪道隆を祀る施設。
4- (7) 大覚禅師塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	鎌倉後期	建長寺開山である蘭溪道隆の墓塔として、中世前期に造られたもの。
5. 円覚寺	遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 4月24日	1282(弘安5)年	元寇の敵味方の戦死者を供養するために造られた寺院。
5- (1) 円覚寺庭園	遺 跡	史跡・名勝	1932(昭和 7)年 7月23日	1282(弘安5)年以降	鎌倉時代の禅宗庭園を代表する庭園。
5- (2) 円覚寺舍利殿	記念工作物	国 宝	1899(明治32)年 4月 5日 1951(昭和26)年 6月 9日	15世紀	15世紀に作られ、中世の禅宗建築を代表する建物。
6. 瑞泉寺	遺 跡	史 跡	1972(昭和47)年11月 8日 追加 2007(平成19)年 8月31日	1327(嘉暦2)年	夢窓疎石によって造られた禅宗寺院。
6- (1) 瑞泉寺庭園	遺 跡	名 勝	1972(昭和47)年11月 8日	14世紀	鎌倉の地形を利用し、丘陵を削って造られた、鎌倉時代を代表する禅宗庭園。 発掘によって往時の姿に復元された。

名 称	世界遺産条約上の種別	文化財保護法による指定		建立時代	概 要
		種 別	指定年月日		
7. 鎌倉大仏	記念工作物	国 宝	2004(平成16)年 2月27日	13世紀	武家政権と民衆が東国の平和を祈念して作った巨大な金銅仏。当時の高度な金属鑄造技術を今に伝える。
7- (1) 鎌倉大仏殿跡	遺 跡	史 跡	1897(明治30)年12月28日 1958(昭和33)年 2月 8日	13世紀	かつて鎌倉大仏を覆っていた大仏殿の跡。発掘調査で規模が確認されている。
8. 覚園寺	遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 6月22日	1296(永仁4)年	北条氏によって造られた寺院で、谷全体を境内とした中世の鎌倉の寺院のあり方を、現在まで良好に伝える。
8- (1) 覚園寺開山塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	1332(正慶元)年	覚園寺開山の遺骨を安置した大型の宝篋印塔。鎌倉における中世前期の宝篋印塔の代表例。
8- (2) 覚園寺大燈塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	1332(正慶元)年	覚園寺三代目住持を弔うための宝篋印塔。同寺の開山塔と共に、鎌倉における中世前期の宝篋印塔の代表例。
9. 浄光明寺	遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 2007(平成19)年 2月 6日	1251(建長3)年	北条氏によって造られた寺院で、谷全体を境内とした中世の鎌倉の寺院のあり方を、現在まで良好に伝える。敷地内に武家の館跡が含まれる。
10. 極楽寺	遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 2008(平成20)年 1月 予定	13世紀	北条氏によって造られた寺院で、鎌倉の西口に位置する。鎌倉における律宗の一代拠点であると共に、和賀江嶋の管理や福祉活動を行った。
10- (1) 極楽寺忍性塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	14世紀初頭	鎌倉時代の年号が刻まれている五輪塔。そのため五輪塔の歴史を知る上での好例となっている。
10- (2) 極楽寺五輪塔	記念工作物	重要文化財建造物	1953(昭和28)年 8月29日	14世紀初頭	忍性の遺骨を納めた大型の石造五輪塔。中世前期の彫刻技術の高さを伝え、この当時の五輪塔の代表例でもある。
11. 称名寺	遺 跡	史 跡	1972(昭和47)年 1月31日	13世紀	鎌倉の外港である六浦に拠点を置いた北条氏が造った寺院。発掘調査の結果、庭園が復元された。古代・中世の書物を数多く所蔵する金沢文庫は、中世の武家文化を伝える役割を果たした。
12. 永福寺跡	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 6月14日	1189(文治5)年	奥州合戦の敵味方の戦死者を弔うため、源頼朝によって造られた寺院。発掘調査によってその全容が明らかになっている。
13. 法華堂跡	遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 1927(昭和 2)年 6月14日 追加 2000(平成12)年 1月31日 追加 2006(平成18)年 7月28日	12世紀末	武家政権の創始者である源頼朝と、武家政権確立の功労者であった北条義時の墓所跡。
14. 東勝寺跡	遺 跡	史 跡	1998(平成10)年 7月31日	13世紀前半	北条氏によって造られた寺院。1333年の鎌倉攻めで北条一族が立て籠もって自害し鎌倉幕府滅亡の地となった。発掘調査により建物跡が確認された。
15. 仏法寺跡	遺 跡	史 跡	2006(平成18)年 7月28日	13世紀後半	和賀江嶋と、鎌倉の西口の交通路を支配した寺院跡。鎌倉幕府滅亡時には激戦地となった。
16. 北条氏常盤亭跡	遺 跡	史 跡	1978(昭和53)年12月19日	13世紀	北条一族の別邸の跡。丘陵を造成して建物敷地を確保するという、鎌倉に特有の土地利用形態を今に伝える。
17. 和賀江嶋	遺 跡	史 跡	1968(昭和43)年10月14日 追加 2006(平成18)年 1月26日	1232(貞永元)年	都市鎌倉の港として鎌倉時代に造られ、海上交通の拠点になった。現存する、我が国最古の築港遺跡。
18. 朝夷奈切通	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年 6月 5日 追加 2003(平成15)年 8月27日 追加 2007(平成19)年 7月26日 追加 2008(平成20)年 8月 予定	不明	鎌倉とその外港である六浦を結んだ道路。丘陵部を開削した跡が良好に残る。
19. 名越切通	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 4月11日 追加 1983(昭和58)年11月26日 追加 2008(平成20)年 8月 予定	不明	鎌倉と三浦半島を結んだ道路跡。付近にはやぐら群が良好に残る。
20. 亀ヶ谷坂	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年 6月 5日	不明	鎌倉と山ノ内を結んだ道路跡。現在でも生活道路として使われている。
21. 仮粧坂	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年11月29日 追加 2007(平成19)年 7月26日	不明	鎌倉と武蔵方面を結んだ道路跡。当時は付近に市が立ったことが知られる。
22. 大仏切通	遺 跡	史 跡	1977(昭和52)年 8月10日	不明	鎌倉と藤沢方面を結ぶ道路跡。往時の姿を比較的良好に留める。
23. 一升櫛遺跡	遺 跡	史 跡	2007(平成19)年 2月 6日	不明	丘陵上に設けられた、幹線道路を監視するための施設。

1 1. 保存管理計画策定等の準備・進捗状況

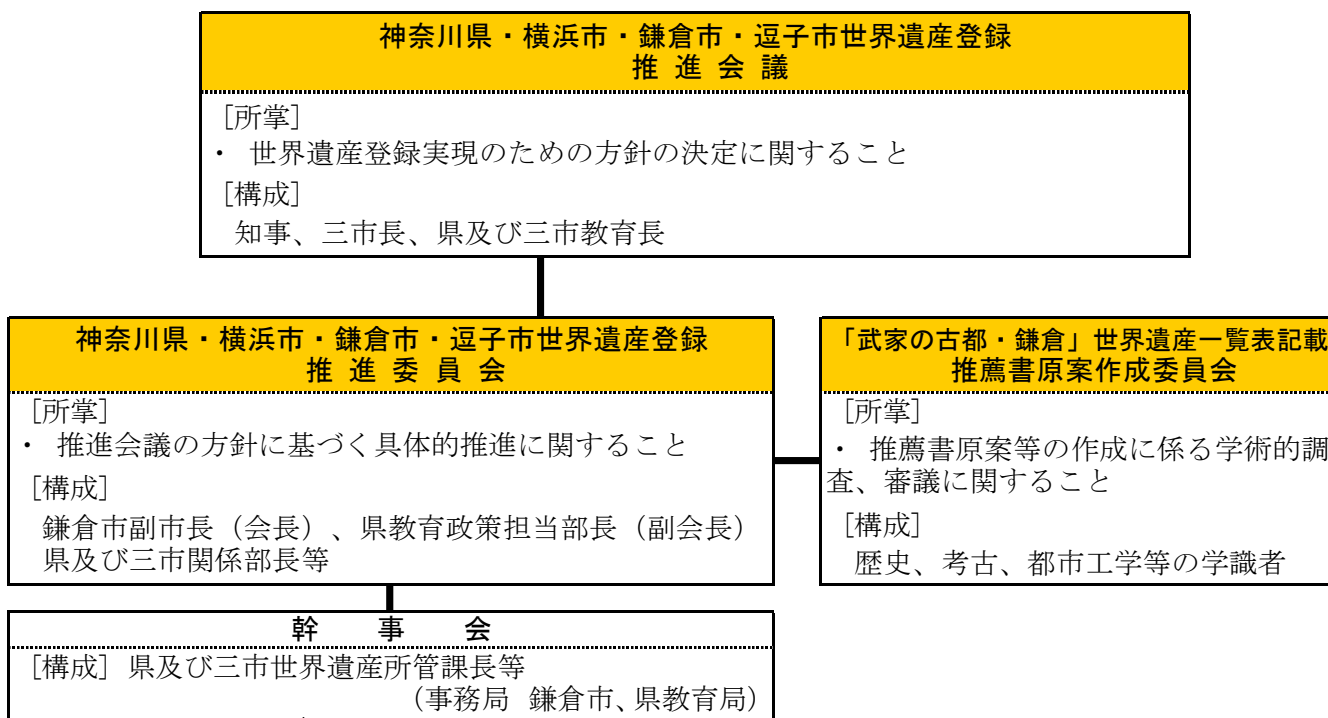
(平成19年11月現在)

番号	候補遺産名	市区分	準備課題				
			史跡指定	史跡整備	保存管理計画策定	保存活用計画策定	管理団体指定
1	鶴岡八幡宮	鎌倉市	◎	*	◎	○(20年3月策定)	◎(社寺・鎌倉市)
2	荏柄天神社	鎌倉市	◎	*	◎	○(20年5月策定)	◎(社寺)
3	寿福寺	鎌倉市	◎	*	○(20年6月策定)	*	◎(社寺)
4	建長寺	鎌倉市	◎	*	◎	○(20年5月策定)	◎(社寺)
5	円覚寺	鎌倉市	◎	*	○(20年6月策定)	○(20年5月策定)	◎(社寺)
6	瑞泉寺	鎌倉市	◎	*	◎	*	◎(社寺)
7	鎌倉大仏	鎌倉市	◎	*	◎	◎	◎(社寺)
8	覚園寺	鎌倉市	◎	*	◎	○(20年5月策定)	◎(社寺)
9	浄光明寺	鎌倉市	◎	*	○(20年6月策定)	*	◎(社寺)
10	極楽寺	鎌倉市	◎	*	○(20年6月策定)	○(20年5月策定)	◎(社寺)
11	称名寺	横浜市	◎	○	◎(19年度見直し着手)	*	◎(横浜市)
12	永福寺跡	鎌倉市	◎	○	◎	*	○(鎌倉市)
13	法華堂跡	鎌倉市	◎	*	◎	*	◎(鎌倉市)
14	東勝寺跡	鎌倉市	◎	*	○(20年6月策定)	*	○(鎌倉市)
15	仏法寺跡	鎌倉市	◎	○	○(20年3月策定)	*	◎(鎌倉市)
16	北条氏常盤亭跡	鎌倉市	◎	○	◎	*	○(鎌倉市)
17	和賀江嶋	鎌倉市	◎	*	◎	*	○(鎌倉市)
		逗子市	◎	*	◎	*	○(逗子市)
18	朝夷奈切通	鎌倉市	◎	○	○(20年3月策定)	*	○(鎌倉市)
		横浜市	○(20年1月申請)	△	○(20年6月策定)	*	○(横浜市)
19	名越切通	鎌倉市	○(20年1月申請)	○	○(20年3月策定)	*	○(鎌倉市)
		逗子市	◎	○	◎	*	○(逗子市)
20	亀ヶ谷坂	鎌倉市	◎	△	○(20年3月策定)	*	○(鎌倉市)
21	仮粧坂	鎌倉市	◎	○	○(20年3月策定)	*	○(鎌倉市)
22	大仏切通	鎌倉市	◎	○	○(20年3月策定)	*	◎(鎌倉市)
23	一升榊	鎌倉市	◎	○	○(20年3月策定)	*	◎(鎌倉市)
計 23件 (市域別件数 26件)			終了 24件 未了 2件	着手 10/12件 予定 2/12件	策定済 13件 策定中 13件	策定済 1/7件 策定中 6/7件	終了15件(社寺10件) 着手 11件

凡例

	史跡指定	史跡整備	保存管理計画	保存活用計画	管理団体
終了	◎		◎	◎	◎
着手	○(申請済・準備中)	○	○(策定中)	○	○(申請準備中)
予定		△			
該当なし		*		*	

12. 推進組織



13. 登録までのスケジュール

19年度	20年度	21年度	22年度
候補遺産・バッファゾーン等諸準備 ● 県及び三市推進組織 設立（7月27日）	● 国際専門家会議 （5月～6月頃） ● 県及び三市から国へ推薦 書原案提出（7月） ● 国から世界遺産委員会へ 推薦書草案提出（9月） ● 国から世界遺産委員会 へ推薦書提出（1月）	● 世界遺産委員会の 委託を受けたイコ モスの現地調査	● 世界遺産委員会の審 議・登録（7月）

彦根城と城下町

大名文化の華ひらく近世城郭都市

1. 資産名称

彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

滋賀県彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、文化的景観(適用未定)

4. 資産の概要

彦根城の東方約2kmには、中世以来の長い歴史を刻んできた佐和山城が存在する。彦根城は、この佐和山城を破城し、慶長9年(1604)から約20年の歳月を費やして幕府主導で築かれた近世城郭を代表する名城である。

彦根城の山頂には3階3重の天守がそびえ、その前後には鐘の丸・太鼓丸・西の丸が広がり、各種の櫓が天守を守備するように構築されている。また、太鼓丸と西の丸の端には大堀切があり、山の斜面には希有な構築物である登り石垣が築かれており、それらが櫓や門・石垣などとも巧妙に連結して高度に発達した軍事的防衛施設を形成している。こうした城本来の防衛施設とともに、山下には藩庁の機能をもった上屋敷(表御殿)や機能の異なる2つの下屋敷(玄宮楽々園・松原御殿)など城主の居館施設が良好な形で現存・復元されている。彦根城は、防衛にさまざまな工夫を凝らした城郭構造や城郭建造物とともに、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿建築が良好な姿をとどめており、彦根藩主井伊家に伝来した豊かな美術工芸品や歴史資料などとともに、江戸時代の大名文化を明瞭な形で追認することができる。

一方、彦根の城下町は、湿地を埋め立て、河川を付け替えるなどの大規模な土木工事を実施して新しく造られた計画都市である。城下には3重の堀が巡り、堀によって4つに区画された城下町の町割りが今日でも良好に残っている。町割りは、武士・足軽・町人・商人などの階層や、寺院・魚屋・桶屋・職人などの職種による分化配置が見られ、処々に階層や職種によって異なる特有の建造物が今も遺存している。

城下を巡る3重の堀は、いずれも松原内湖を通じて琵琶湖につながっており、東の松原内湖と北の琵琶湖に囲まれた水城として、琵琶湖と軍事的に緊密な関係にあった。同時に、琵琶湖は人や物資の輸送手段として水主町や彦根三湊・船町を発達させ、水産品を城下にもたらした。また、陸路は中山道高宮宿と鳥居本宿から城下へ向かう彦根道が伸びており、朝鮮通信使が往来した朝鮮人街道なども彦根の城下町を経由した。そのため、城下には宿駅

の機能を持った伝馬町も設けられていた。

彦根城とその城下町は、日本の長い城郭発達史の最盛期に造られた城郭都市であるとともに、その後の幕藩体制 250 年余の平和な時代を維持した日本の近世を代表する完成された城郭都市である。

5. 推薦に向けた課題

彦根城の世界遺産の登録に向けて、文化庁から、

- ① 世界遺産に登録されている姫路城という同種遺産があることから、姫路城との差異を明確にし、姫路城とは異なった顕著な普遍的価値を有していることを立証すること
- ② 彦根城の石垣や楽々園建造物の保存修理、玄宮園の池の浄化や護岸・園路等の保存整備がいまだ形として現れていない。彦根城跡の保存整備をさらに進展させるとともに、文化財保護体制の整備等を図ることといった課題が指摘されている。

文化庁の指摘に対して、彦根市では、

- ① 彦根城の独自性を証明するための調査の実施
 - 1996(平成 8) :彦根城跡遺構調査(本丸御殿跡・西の丸文庫跡)
 - 1997(平成 9) :彦根城重合図の作成(古絵図と現況図の重合図)
彦根城関連古絵図の集成と写真撮影
 - 1998(平成 10):彦根城跡遺構調査(鐘の丸・西の丸橋・堀切)
玄宮楽々園測量調査・楽々園建造物調査
 - 1999(平成 11):彦根城跡南北断面図の作成に伴う地形測量調査
玄宮楽々園植生調査・八景亭建造物調査
 - 2000(平成 12):「御城下惣絵図」と都市計画図の重合図作成
城下町割図の作成
 - 2001(平成 13):彦根城跡南北断面図の作成
 - 2002(平成 14):彦根城跡遺構調査(登り石垣測量及び実態調査)
 - 2004(平成 16):城下町建造物の調査及び市指定に着手
- ② 彦根城跡の計画的な保存整備の実施
 - 1998(平成 10):玄宮園琴橋架け替え
玄宮園外堀保存修理着手
 - 1999(平成 11):彦根城跡内電線地中化着手
 - 2000(平成 12):玄宮園前石垣修理
玄宮園鶴鳴渚橋架け替え、龍臥橋修理
 - 2001(平成 13):彦根城跡表門橋・米蔵水門石垣修理
彦根城跡表門橋解体修理着手
玄宮園池浄化(天日干し)着手
彦根城跡公有地化(1筆)
 - 2002(平成 14):玄宮園植栽整備着手
彦根城跡公有地化(2筆)
 - 2003(平成 15):彦根城跡黒門周囲石垣修理
松原下屋敷公有地化着手

2004(平成 16): 楽々園船着場西側石垣修理

彦根城跡公有地化(1 筆)

2005(平成 17): 楽々園船着場東側・彦根城跡天秤櫓横石垣修理

彦根城跡の石垣悉皆調査に着手

楽々園建造物解体修理に着手

彦根城跡公有地化(1 筆)

2006(平成 18): 彦根城跡内堀沿 9 箇所石垣修理

2007(平成 19): 彦根城跡内堀沿 3 箇所石垣修理

③ 文化財保護体制の充実・強化

文化財課の設置と職員体制の強化

博物館・市史編さん室の専門職員の充実

などを行ってきた。

また、今年度、有識者等による諮問機関(12. で記載)を設置し、姫路城との対比を通して、姫路城とは異なる彦根城の顕著な普遍的価値の証明に取り組んでいる。

6. 基準の適用

ii 彦根城は、天守や櫓など日本を代表する城郭建造物で構成されている。また、その城下町は 400 年前の都市計画によって計画的に町割りが図られ、城郭都市特有の「どんつき」「くいちがい」などの町割りを良好に残すなど、日本の城と城下町の典型的な姿を今日に伝えている。

iii 防衛にさまざまな工夫を凝らした城郭建築、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿建築、そして、動産ではあるが彦根藩主井伊家に伝来した武器武具などの表道具、能面・能装束、茶道具、調度品、そして歴史資料などが豊富に収蔵されており、それらが一体となって江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えることができる無二の存在である。

iv 日本の長い城郭発達史の完成期に築かれた天守や櫓などの城郭施設と、城主の居館としての御殿建築が共に姿をとどめるとともに、400 年前の都市計画によって新しく造られた城下町が良好に残っており、日本の近世を代表する完成された城郭都市として顕著な見本である。

7. 真実性／完全性の証明

彦根城の天守や各櫓は、昭和 30 年代に相次いで解体調査を実施した。調査の結果、天守では墨書のある建築材が発見され、天守の完成が慶長 12 年(1607)であり、前身の建物が 5 階 4 重の旧天守であることが判明した。旧天守は井伊家に伝来した古文書の記載により、大津城天守のことと推測される。同様の解体調査と古文書から、天秤櫓は長浜城大手門からの移築の可能性が高く、太鼓門櫓と西の丸三重櫓も移築櫓であることが明らかとなっている。御殿建築である表御殿・玄宮楽々園・松原御殿は、ともに井伊家に伝来した古絵図が豊富に存在し、調査の結果、各御殿の詳細な変遷が明らかとなった。表御殿は、古絵図と発掘調査の成果が明瞭に符合したことが復元のきっかけとなったもので、楽々園や松原御殿を描いた絵図は、建物の修復に大

いに活用されている。また、彩色豊かな玄宮園絵図など各庭園の絵図も数多く伝来しており、坪庭絵図はその希少性が注目されている。一方、城下町についても御城下惣絵図などの資料が豊富に伝来しており、現在の都市計画図との重合によって、城下町の町割りが極めて良好に残っていることが改めて確認された。同時に、城下町の建造物調査を継続的に実施しており、階層や職種によって異なる城下町の多様な建造物の実態が判明しつつある。このように、豊富に伝来する絵図資料が、城郭や御殿、さらに城下町に残る建造物などの真実性をより高める役割を担っている。

このように彦根城は、高度に発達した城郭構造と天守や櫓などの城郭建造物を配し、江戸時代の大名文化を髣髴とさせる御殿建築が良好な姿をとどめている。また、城下には当時の都市計画によって新たに誕生した城下町の町割りや各種の歴史的建造物が随所に確認でき、江戸時代の長きに渡って維持された日本の近世を代表する完成された城郭都市として、その完全性を証明するに十分である。

8. 類似資産との比較研究

今年度設置した有識者等による諮問機関において、姫路城との対比を通して、彦根城の顕著な普遍的価値の証明に取り組んだ。

その結果、彦根城は、姫路城同様に最盛期の城郭建築として、連郭式の天守や多様な櫓が良好な姿をとどめていることを明確にした。これらの城郭建築は建築史上、あるいは美術史上高い完成度を示している。

一方、姫路城に認められないものとして、書院をはじめ能舞台・茶室・庭園などで構成される御殿建築が存在する。上屋敷の機能を持った表御殿が復元されており、江戸時代には槻御殿と称した玄宮楽々園と松原御殿の2つの下屋敷が現存している。現存する2つの下屋敷は、ともに国の名勝として往時の姿に修復整備中である。また、復元された表御殿は博物館として活用しており、彦根藩主井伊家に伝来した美術工芸品や歴史資料などが収蔵されている。美術工芸品として表道具の刀剣や甲冑などの武器・武具、文化的教養の高さを物語る茶道具、能面・能装束、調度品、書跡・絵画など5,184件があり、歴史資料として古文書など37,489件を蔵する。これらの伝来資料の中には、国宝の彦根屏風など指定物件も多く、譜代大名筆頭として大老職を5人で6回輩出するという高い格式を誇った大名家に値する質と量を備えている。博物館では、かつて表御殿で用いられたものが、そのまま展示に供されており、多くの来館者に驚嘆を持って迎えられている。こうした資料は動産であるが、御殿建築や城郭建築を荘厳するものとして一体で理解すべきものであり、総体として江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えているといえよう。

姫路城は、城下町の面影を伝えるものが余り残っていない。彦根城の城下町は、幾多の災禍を免れて400年前の都市計画のあり様を示す城下町の町割りがほとんど残っており、武士・足軽・町人・商人などの階層や職種によって異なる特有の建造物が処々に遺存している。こうした建物に対する市民の愛着は強く、近年、官民一体となった保存運動の盛り上がりも顕著である。

彦根は、城郭建築・御殿建築・城下町の3者がともに良好な形で保存され、

大名文化を機軸に日本の近世を代表する完成された城郭都市として、今日なお脈々とその歴史を継承しているのである。

9. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

名 称	保護の主体	保護の種別	面 積(㎡)
彦根城跡	彦根市ほか	特別史跡	488,627
彦根藩主井伊家墓所	清涼寺	史跡	6,370
玄宮楽々園	彦根市	名勝	28,723
松原下屋敷(お浜御殿)庭園	彦根市ほか	名勝	20,881
彦根城天守	彦根市	国宝	
太鼓門櫓	彦根市	重要文化財	
天秤櫓	彦根市	重要文化財	
西の丸三重櫓	彦根市	重要文化財	
二の丸佐和口多聞櫓	彦根市	重要文化財	
馬屋	彦根市	重要文化財	
千代神社本殿	千代神社	重要文化財	
長寿院弁才天堂	長寿院	重要文化財	
井伊神社	多賀大社	重要文化財(予定)	詳細調査を実施予定
佐和山城跡	清涼寺・龍潭寺	史跡(予定)	平成16年度より測量調査を実施中
旧魚屋町	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
善利組足軽組屋敷	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中(市指定2件)
花しょうぶ通り商店街	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
七曲がり仏壇街	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
高宮宿場町	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
鳥居本宿場町	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
赤玉神教丸本舗	有川製薬	重要文化財(予定)	市指定を準備中

10. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地
- ・景観法に基づく景観計画区域
- ・都市計画法に基づく景観地区、風致地区

11. 保存管理計画の策定状況

- ・「特別史跡彦根城跡保存管理計画」(昭和59年3月)
- ・「特別史跡彦根城跡整備基本計画」(平成4年6月)
- ・「名勝玄宮楽々園整備基本計画」(平成9年3月)
- ・「名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園保存管理計画」(平成15年3月)
- ・「彦根藩主井伊家(清涼寺)墓所保存管理計画」(作成予定)

12. 地方公共団体における推薦準備のための体制整備の状況

彦根市では、今年度から、彦根城の世界遺産登録を推進する体制を市長部局(企画振興部)に整備して、文化財保護行政を担当している教育委員会等との緊密な連携の下に彦根城の世界遺産登録に向けた取り組みを積極的に推進している。

企画振興部では、西川幸治元滋賀県立大学学長をはじめとする彦根城や

世界遺産に造詣が深い有識者等で構成する「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」を設置し、彦根城の顕著な普遍的価値の証明に努めているとともに、全庁的な取り組みを推進するため文化財保護行政（教育委員会）や景観行政（都市建設部）との調整を図っている。

教育委員会では、文化財課、市史編さん室、彦根城博物館の文化財保護行政を担当する 3 課が役割分担と連携を図りながら、文献史学や考古学等の分野において彦根城および城下町の顕著な普遍的価値を証明する調査研究に取り組んでいる。特に、文化財課では、今年、埋蔵文化財の専門職員を2名増員（採用）し、考古学の分野の体制を強化して調査研究にあたっている。

今年 3 月 21 日から 11 月 25 日まで開催した「国宝・彦根城築城 400 年祭」においては、重要文化財の太鼓門櫓で特別展「彦根城を世界遺産に」を開催して、佐和山城から彦根城への移行、彦根城の縄張りや建造物、玄宮楽々園の特徴などをパネルや解説シートで紹介するとともに、彦根城博物館で彦根藩主井伊家に伝来した文化財を中心に江戸時代の大名文化の粋を集めた展示を行った。世界遺産暫定一覧表に記載されている彦根城の紹介や江戸時代の大名文化に関する展示は、価値の高い本物を見る機会として大変好評で、今後も継続していくことにしている。

都市建設部では、彦根城の世界遺産登録を視野に入れ、今年策定した「彦根市景観計画」の中で「城下町景観形成地域」を指定して、歴史景観と調和した良好な景観の形成に努めている。

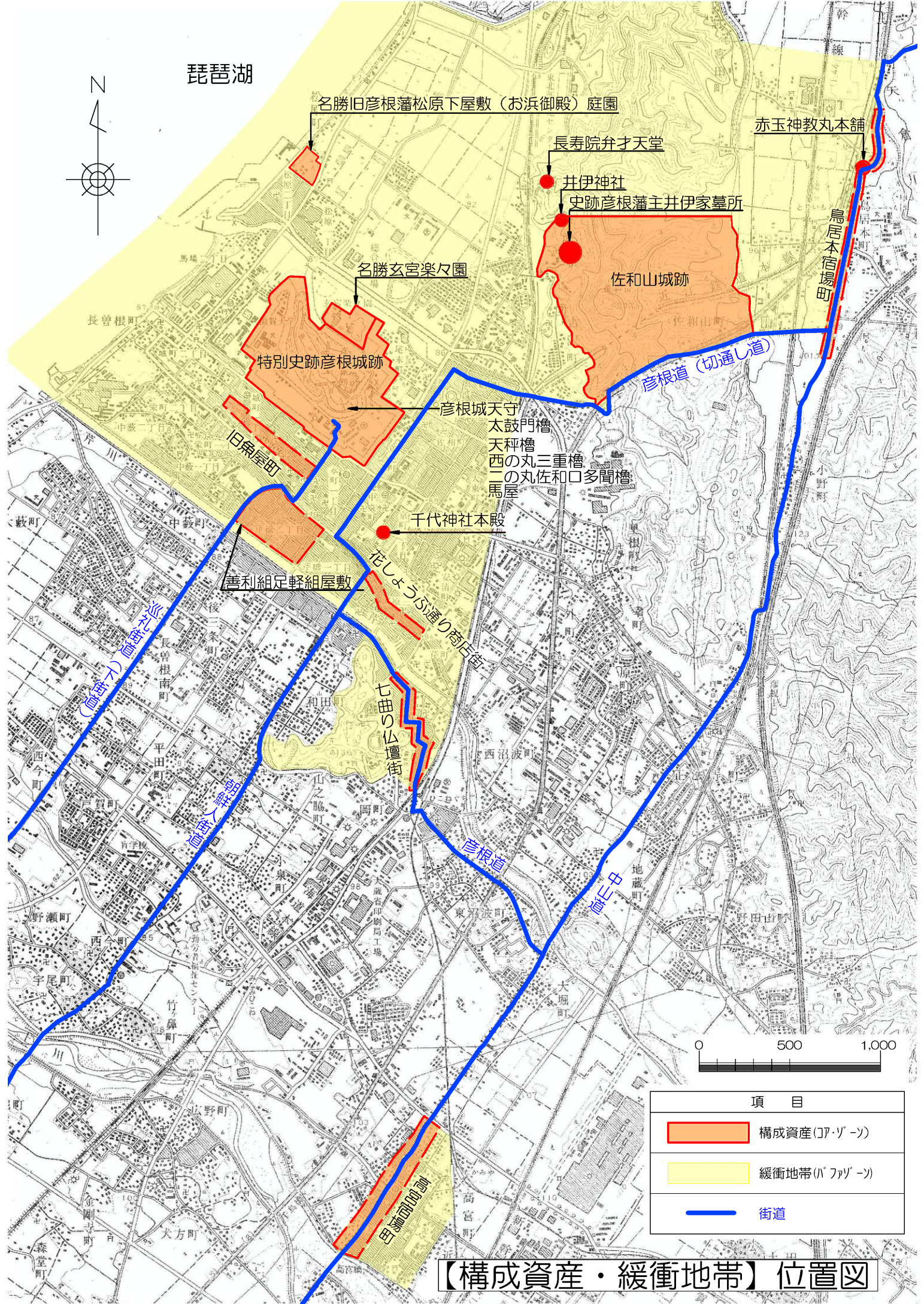
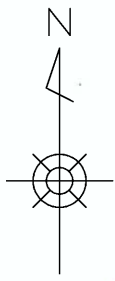
さらに、文化財保護基金を設置する条例を制定し、NPO によるトラスト運動との役割分担を図りながら、市内の貴重な文化財保護に取り組んでいくこととしている。今後、教育委員会に文化財部を設置するなど、さらなる体制の強化・充実を図り、取り組んでいく。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

彦根城の顕著な普遍的価値を証明していくためには、城郭だけではなく、書院や能舞台・茶室・庭園等で構成される御殿建築、さらには城下町などまで含める必要があることが、「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」における共通の認識となっている。

彦根市では、彦根城およびその城下町の顕著な普遍的価値を証明するため、彦根城跡・松原下屋敷の公有地化や楽々園建造物の保存整備に取り組んでいる。また、国の重要文化財指定の前段として「赤玉神教丸本舗」の市指定文化財への指定準備を進めているとともに、佐和山城跡の測量調査や、旧魚屋町、善利組足軽組屋敷、花しょうぶ商店街、七曲がり仏壇街、高宮宿場町、鳥居本宿場町の伝統的建造物群保存地区選定に向けた建造物調査等を実施している。さらには、できるだけ早期に井伊神社の詳細調査にも入りたいと考えている。今後、国・県等の助言を得て、推薦原案の作成等、推薦に向けた作業を計画的に推進していく。

琵琶湖



名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園

赤玉神教丸本舗

長寿院弁才天堂

井伊神社

史跡彦根藩主井伊家墓所

名勝玄宮楽々園

佐和山城跡

鳥居本宿場町

特別史跡彦根城跡

彦根道 (切通し道)

彦根城天守
太鼓門櫓
天秤櫓
西の丸三重櫓
二の丸佐和口多間櫓
馬屋

千代神社本殿

善利組足軽組屋敷


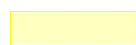

花しょうぶ通り商店街

七曲の公壇街

彦根道

中三浦道



項目	
	構成資産 (ア・ゾー)
	緩衝地帯 (バ・ゾー)
	街道

【構成資産・緩衝地帯】位置図



彦根城の第一郭を描いた「御城内御絵図」 (5箇所の○は「登り石垣」)

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称 ^{とみおかせいしじょう きぬさんぎょういさんぐん} 「富岡製糸場と絹産業遺産群」

2. 所在地 ^{ぬまた ふじおか とみおか あんなか しもにた かんら なかのじょう} 群馬県沼田市・藤岡市・富岡市・安中市・下仁田町・甘楽町・中之条町・^{くに}六合村

3. 資産の適用種別

[記念工作物] ^{ふうけつ} 荒船風穴・栃窪風穴

[建造物群] ^{たかやましゃ とみざわけ あかいわ かんらしゃ} 高山社発祥の地・富沢家住宅・赤岩地区養蚕農家群・旧甘楽社

^{おぼたぐみ うすいとげ こうずけてつどう} 小幡組倉庫・富岡製糸場・碓氷峠鉄道施設・旧上野鉄道関連施設

※[天然記念物] ^{うすね} 薄根の大クワ

4. 資産の概要

〈概要〉

わが国の産業革命の特徴は、国家による強力な指導、西欧からの先進技術導入、軽工業から重工業へという段階的進行、輸出による資金の調達、その達成がきわめて短期間であった点などである。

この視点からわが国に現存する産業遺産を眺めた場合、その特徴の全てを備え、しかも最初期の遺産でありながら、ほぼ完全な形で残っているのが富岡製糸場である。またこの富岡製糸場が目指した生糸の大量生産は、在来の座繰製糸も刺激し生糸生産が興隆した。このため地域には繭の増産を期した特徴的な養蚕農家が群として出現し、

これに応じて蚕の^{げんらん}原卵を供給する^{さんしゅ}蚕種製造農家や、^{ふうけつ}風穴などの保管施設、養蚕指導の学校組織、繭や生糸の輸送にあたる鉄道施設や倉庫など、絹産業にまつわる各種産業が発達した。一連の動きは、水田耕作に不向きな農業環境と近代的組織である「県」の勸業政策と相まって、群馬県域は全国有数の繭・生糸生産地となった。このため明治期から昭和中期に至るまで県域全体で絹産業に特化した産業構造を構成し、桑畑や養蚕農家群が独特の地域景観を形成した。

このように群馬県内には、わが国の近代化に大きな役割を果たした富岡製糸場をはじめとする絹産業関係の遺産や、独特の風土的景観がよく残存する。そこでこれらの地域的・歴史的に連続した養蚕から製糸さらに織物までの生産工程と、県内外への輸送手段を絹産業遺産群としてとらえ、その資産群の世界遺産登録を目指している。

〈構成資産一覧〉

種別	名 称	所在地	概 要
養	薄根の大クワ (うすねのおおくわ)	ぬまた 沼田市	推定樹齢1,500年、ヤマグワでは日本一の巨木である。江戸時代の17世紀にはその存在が知られていた。幹が太く姿が美しく、地元では「養蚕の神」として祀られている。高木のため霜害に強く、周囲の桑園が遅霜にあった際は、その葉を実際の養蚕に用いた。
	荒船風穴 (あらふねふうけつ)	かんら 甘楽郡 しもにた 下仁田町	明治39年～大正年間にかけて建設。養蚕の多回数化のため、蚕の原卵である蚕種を夏季に保存した冷蔵施設。貯蔵能力は110万枚で国内最大、旧上野鉄道を使って全国から送られた蚕種を一時保管した。上屋は撤去され石垣で築いた大規模な貯蔵穴が三基残る。
	栲漕風穴 (とちくぼふうけつ)	あがつま 吾妻郡 なかのじょう 中之条町	荒船風穴と同様な施設で、明治43年に蚕種貯蔵を開始、戦後まで使用された。貯蔵枚数は15万枚で群馬県内第2位、吾妻郡内の蚕種貯蔵を一手に引き受けるとともに関東各地とも取引した。貯蔵穴2基と事務所の基礎石組が現存する。町が公有地化済みである。
	高山社発祥の地 (たかやましゃはっしょうのち)	ふじおか 藤岡市	明治期の全国標準の養蚕法「清温育」を創設した高山社の発祥地である。高山家は中世武士団の系譜で、江戸期には名主を勤めた。明治初期に高山長五郎が清温育を発案した蚕室、母屋、付属施設と江戸期の長屋門などが、石垣が組まれた台地上の屋敷地に現存する。
蚕	富沢家住宅 (とみざわけじゅうたく)	吾妻郡 中之条町	江戸時代寛政年間(18世紀末)の修理銘が残る群馬県内最古級の養蚕農家。富沢家は街道沿いの集落の名主を勤め、養蚕はじめ運送・金融などを営んだ。木造二階建て、茅葺き、入母屋造りで、桁行23.9m、梁間12.9mと大型。二階は蚕室で出梁造り、茅葺き屋根の平入り正面側は切り上げの平かぶと造りである。
	赤岩地区養蚕農家群 (あかいわちくようさんのうかぐん)	吾妻郡 く 六合村	明治中期を中心とする出梁形式の養蚕農家群十数棟が良好な状態で現存。さらに、小屋・蔵・石垣等で構成される屋敷地、宗教施設の配置、周囲の農地・森林・山並みなど、江戸時代から現代までの農蚕環境を保持。本年、桑畑をつくり20年ぶりに養蚕を復活させた。
製糸	旧甘楽社小幡組倉庫 (かんらしゃおばたぐみそうこ)	甘楽郡 かんら 甘楽町	在来的な製糸法である座繰製糸を改良した組合製糸の遺構。小幡・上野(うえの)地区などの養蚕製糸農家が組織した甘楽社小幡組の生糸などを保管した二階建てのレンガ倉庫。大正15年建設で、養蚕農家の街並みの端に位置する。現在は町歴史民俗資料館として利用している。
	旧富岡製糸場 (きゅうとみおかせいしじょう)	とみおか 富岡市	明治5年明治政府が設立した官営の器械製糸場。同26年の払下後も一貫して製糸工場として使用され、昭和62年に操業停止した。創業当初の建築がほとんど残存し、停止時の機械設備、事務所、女子寄宿舎、社宅群など付属施設も完全に残っている。
流通	碓氷峠鉄道施設 (うすいとうげてつどうしせつ)	あんなか 安中市	明治26年横川～軽井沢間に建設された旧碓氷線の遺構。66.7%o(パーミル)の急勾配を克服するためアプト式鉄道を採用。イギリスの技術指導を受けて建設され、基本的に全ての橋梁、隧道、付属施設がレンガで建設された。変電所と旧路線敷が残存する。

流通	旧上野鉄道関連施設（きゅうこうずけてつどうか んれんしせつ）	甘楽郡下仁田町、富岡市	旧上野鉄道は明治30年に高崎、下仁田間の軽便鉄道として開業、地域の繭・生糸・蚕種輸送に活躍した。大正末の電化時に日本標準軌に改良されたが、旧路線敷に軽便鉄道用橋梁(下仁田町・富岡市)が、下仁田駅隣接地には繭・生糸用レンガ倉庫2棟(下仁田町)が現存する。
----	--------------------------------	-------------	--

5. 推薦に向けた課題

(1) 文化庁世界遺産特別委員会提示課題

課題①「伝統的な養蚕業及びそれに起源を持つ製糸業等がわが国の近代化において果たした役割ならびに富岡製糸場の位置付けについて、世界史的な観点からより一層の明確化が必要である。」

〈対応状況〉

これまでも富岡製糸場をはじめとする構成資産について TICCIH 等の総会・研究会等を通じて内外研究者に情報提供を行ってきた。また来日した海外の産業遺産、世界遺産関係の研究者・関係者に現地調査の機会をつくり、その評価や活用への意見の聴取に意を尽くしてきた。主なものは以下の通りである。

- ・平成 17 年(2005) 5 月 TICCIH 中間会議(名古屋)で富岡製糸場に関する発表。
- ・平成 18 年(2006) 1 月 イギリス人研究者 3 名を富岡製糸場に案内
11 月 フランス人研究者 2 名を富岡製糸場に案内
12 月 アメリカ人研究者 1 名を富岡製糸場に案内
- ・平成 19 年(2007) 1 月 TICCIH の雑誌『Industrial Patrimony No16』に富岡製糸場の論文掲載
2 月 イタリア人研究者 1 名を富岡製糸場と赤岩地区に案内
6 月 TICCIH 第 3 回繊維部会(仏・セダン)で、絹産業遺産群構想の発表
11 月 英独仏研究者 4 名富岡製糸場と碓氷峠鉄道施設に案内
また、かつて生糸が大量に輸出されたアメリカにおいて、本県産生糸による絹製品の生産現場やその製品に対する調査も検討中である。

課題②「絹産業の一部を成す絹紡績及び絹織物などの産業に関する資産をはじめ、隣接県及びその他の地域における同種の資産等への広がりを見出し、それらとの比較及び構成資産としての取り込みについて検討するとともに、生糸生産に関連する集落・農地等の諸要素を視野に入れ、資産構成について検討することが必要である。」

〈対応状況〉

・絹紡績及び絹織物産業に関する資産への取り組み

絹糸紡績では旧新町屑糸紡績所(高崎市)、絹織物では桐生本町一・二丁目建造物群(桐生市)が関係資産として重要であると判断される。またこれらの資産は文化財としても貴重なものであることから、県教育委員会とも連携し、その

保存と世界遺産構成資産への取り込みも視野において、各種の調査や検討をおこなってきた。

このようななかで、桐生市は同地区の重要伝統的建造物群保存地区選定について地元住民の合意がほぼ形成され、本年11月には市をあげてまずは重伝建選定に取り組む旨の表明があった。

・隣接県及びその他の地域における同種の資産等について

まずは隣接県である長野県・埼玉県の状況について、現地調査・文献調査・照会などを進めてきた。その結果長野県においては、その歴史的な特徴となる岡谷・諏訪地区の初期の水車動力器械製糸場や後年の大規模製糸場などは、そのほとんどが既に取り壊されており、現状では富岡製糸場のような顕著な歴史的遺産は現認できていない。

また、埼玉県においては、関係資産の一つである高山社の親族が創立した養蚕結社^{きょうしんしゃ}競進社^{きんしんしゃ}の蚕室^{さんしつ}一棟の保存^{ほんじょう}(本庄市)が確認されたが、これ以外には絹産業に関係した顕著な遺産は現認できていない現状である。

今後は隣接の栃木県や歴史的な関係のあった地域についても調査したい。

・生糸生産に関連する集落・農地等の諸要素

本県は、富岡製糸場による器械製糸よりも、在来技術の座繰製糸を主にした組合製糸が盛んで明治末までの生産の主流を占めていた。このため各地に製糸組合を形成した養蚕製糸農家が群で存在し、山村養蚕集落の典型である赤岩地区を既に構成資産に含めた。しかし、この他にも蚕種製造の拠点で近代養蚕農

家の発祥の地である島村地区^{しまむら}養蚕農家群^{いせさき}(伊勢崎市)や、構成資産に含まれる旧

甘楽社小幡組倉庫を支えた小幡^{おばた}・上野地区^{うえの}養蚕製糸農家群など特徴的な集落が

存在する。また、製糸組合中最大規模の碓氷社本社事務所^{うすいしや}(安中市)も県指定重要文化財として保存されている。

このため、これらの資産の文化財保存と構成資産への取り込みについても、各種の調査や検討をおこなっている。

(2) 推薦に向けたその他の課題

①推薦書作成準備作業

②推薦書作成に向けた諸条件の整備

1)未指定資産に対する文化財保護法による保護措置

2)保存管理活用計画未策定資産に対する同計画策定

3)構成資産の充実

6. 基準の適用

・適用種別：産業遺産

- ・登録基準への該当番号： ii、iv及びv
- ii) ユーラシア大陸の西端で起きた産業革命や近代化といった文明的価値が、工場という形式で地理的に最遠の極東に伝播し、現地で本格的に受容された最初の例である。しかも技術は現地の在来技術と混合され、制度は従来の中文化の中に包摂される中で両者が複合して、その後も継続的にわが国やアジアの産業発展や社会の近代化のモデルとなった。この点において富岡製糸場は産業革命という世界史的な価値の東西交流の原点である。さらにこの伝播の結果、日本は生糸の生産で世界一となり、その生産する安価で高品質な生糸は稀少繊維であった絹の大衆化を世界規模で促進し、20世紀の服飾文化の発展をもたらした。
- iv) 富岡製糸場は、産業革命という人類史上の重要な変化の象徴である近代的「工場」が非西欧圏において非西欧民族によって自律的に建築された記念碑的建造物である。また、この時期に出現した養蚕農家は近代産業と伝統生活の融合により生まれた独特の形式の民家であり、その民家群が形成する景観はわが国独特の養蚕文化景観を出現させた。
- v) 蚕という昆虫の飼育に特化した民家群と桑畑は、平地のみならず、山間傾斜地や河川敷にも広がり、地形に応じた独特な土地利用景観を現出させた。しかし全国で養蚕が衰退する中で六合村赤岩地区などに残る養蚕農家群とその景観は非常に貴重なものになりつつある。

7. 真実性／完全性の証明

富岡製糸場と絹産業遺産群を構成する資産のすべてが基本的に、その施設が本来持つべき目的のために該当する時代に、当該の時代の技術と資材によって建築され、あるいは現出した景観である。一部の施設に見られる、後世における用途変更に伴う増改築なども、中核部分の文化財的価値を損なったり、偽物として作り直された資産はない。これらについてはほとんどの場合、建設や修理、創業等に関する文書、写真等によって証明できる。

また富岡製糸場については、1872年の創業時から継続的に維持改良されてきた工場設備が1987年の操業停止段階で、全ての生産設備と従業員の寄宿や福利厚生、また管理事務にかかる設備が書類を含めて完全に残存する。また、本遺産群には製糸場に原料繭を供給した養蚕農家群、蚕種製造、養蚕教育、繭や生糸の輸送設備まで関連の大部分の遺産が網羅されている。

8. 類似資産との比較研究

富岡製糸場は、我が国最古の本格的工場であり、国家が創った30数カ所の官営工場中で最大規模、かつ現在でも生産設備がほぼ完全に保存される唯一の施設である。また、関連する遺産群は、軽工業、特に絹業生産の生産工程を、原料生産から製品まで総体として網羅しており、産業遺産が地域的、生産関連的まとまりをもって存在する希少な例と考えられる。

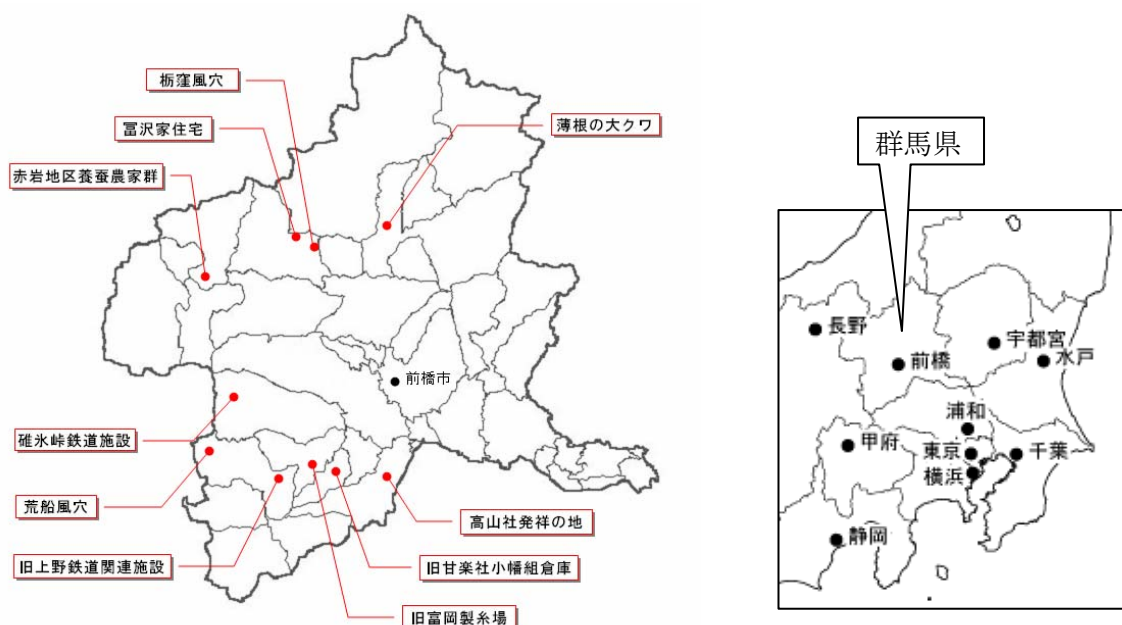
世界的に見た場合、世界遺産に登録された繊維産業関係の遺産は、英国のニューラナーク、ソルティア、ダーベント溪谷の工場群、イタリアのクレスピ・ダッ

タなどが知られる。ダーベント溪谷は、水車動力供給源のダーベント川を中心にした工場群を地域でとりまとめたもので、本件と類似性があるが、他は往時の理想工場と従業員用街区を構成要素とした単体である。

また本件の持つこれまで登録された世界文化遺産にない特徴は、1)「絹」を主題とした初めての世界遺産。2)構成要素が絹製品の製造工程を原料生産から製品まで一体的に取り込んでいる産業遺産群。3)アジア初の本格的な近代産業遺産群、などの点である。

9. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

位置図



資産一覧

名 称	保護の主体	保護の種別	面 積
薄根の大クワ	国	天然記念物	目通周囲7.97m 樹高13.65m
荒船風穴	町	史跡	2,500m ²
栃窪風穴	町	史跡	2,500m ²
高山社発祥の地	未指定	—	指定範囲を検討中
富沢家住宅	国	重要文化財	桁行23.973m・梁間12.947m、平面積:310.378m ²
赤岩地区養蚕農家群	国	重要伝統的建造物群保存地区	約63ha
旧甘楽社小幡組倉庫	町	重要文化財	延床面積289m ²
旧富岡製糸場	国	史跡・重要文化財	55,391.42m ² (史跡)
碓氷峠鉄道施設	国	重要文化財	約122,000m ²
旧上野鉄道関連施設	(橋梁) 町・市	重要文化財	橋桁橋長:10m、幅:1m
	(倉庫) 未指定	—	レンガ倉庫1,374.84m ²

10. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

- ・現在、富岡市においては、当初の都市計画を見直してあらためてまちづくりに取り組む中で、緩衝地帯設定に向けた試案も作成している。
- ・その外の資産については今後作業着手の予定。

11. 保存管理計画の策定状況

〈個別構成要素に係る保存管理計画〉

資 産	保 存 管 理 計 画
薄根の大クワ	19年度策定予定。本年文化庁記念物課調査官が調査済み。
荒船風穴	19年度策定予定。18年度に実測調査終了、図面完成。本年5月に文化庁記念物課調査官により調査実施。
栃窪風穴	19年策定予定。本年8月に実測調査実施、図面完成。
高山社発祥の地	未策定(20年度以降策定予定)。本年5月に文化庁記念物課調査官により調査実施。
富沢家住宅	19年度予定(20年度以降策定予定)。本年11月、直近の修理内容の確認も含めて文化庁建造物課調査官による調査実施。
赤岩地区養蚕農家群	平成18年2月8日策定。「六合村赤岩伝統的建造物群保存地区保存計画」
旧甘楽社小幡組倉庫	未策定(20年度以降策定予定)。
旧富岡製糸場	19年度策定予定。本年10月に富岡製糸場調査検討委員会による検討作業終了。現在報告書作成中。
碓氷峠鉄道施設	平成8年9月策定。「重要文化財碓氷峠鉄道施設保存管理計画書」
旧上野鉄道関連施設	19年度策定予定。

〈資産全体の包括的保存管理計画〉

未策定。平成20年度以降策定予定。

12. 地方公共団体における推薦準備のための体制整備の状況

〈行政の担当部局〉現在群馬県及び富岡市にて設置。

- ・群馬県：企画部世界遺産推進室(平成16年4月1日～)
- ・富岡市：世界遺産推進部
 - 富岡製糸場課(平成17年4月1日～)
 - まちづくり課

〈自治体間連絡会議〉

- ・世界遺産関係市町村等連絡会議(県・県教委・関係8市町村)

〈部局間連絡会議〉

- ・群馬県：世界遺産事務・庁内連絡会議(世界遺産推進室・農政部蚕糸園芸課・観光局観光国際課・県土整備部都市計画課・教育委員会文化課)

〈専門家・有識者委員会〉

- ・群馬県：富岡製糸場世界遺産登録推進委員会(平成16年10月6日～)

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

(1)文化庁提示課題への対応

課題①・海外研究者の評価等を収集・集約しそれにどう対応するかについて内外の有識者と検討して推薦書作成にあたりたい。

課題②・比較検討:現在実施中である。

・構成資産取り込み:候補予定資産については推薦書作成までに決定する予定である。

(2)その他の課題への対応

①推薦書作成準備作業（予定）

- ・平成19年度：推薦書作成委員会（仮）を結成。
- ・平成19～22年度：推薦書作成作業。
- ・平成22～23年度：推薦書提出。

②推薦書作成に向けた諸条件の整備（推薦書完成前までに整備予定）

1)未指定資産に対する文化財保護法による保護措置

荒船風穴(下仁田町指定史跡)、枳窪風穴(中之条町指定史跡)、高山社発祥の地、旧甘楽社小幡組倉庫(甘楽町指定重要文化財)、旧上野鉄道関連施設(橋梁部分のみ下仁田町・富岡市指定重要文化財)の国文化財への指定をはかる。

2) 保存管理活用計画未策定資産に対する同計画策定

- ・平成19年度策定予定：薄根の大クワ、荒船風穴、枳窪風穴、富沢家住宅、旧富岡製糸場、旧上野鉄道関連施設
- ・平成21年度まで策定予定：高山社発祥の地、旧甘楽社小幡組倉庫

3)構成資産の充実

- ・未加入資産である旧新町紡績所（絹糸紡績：高崎市）、島村地区養蚕農家群（蚕種製造：伊勢崎市）、桐生本町一・二丁目建造物群（織物：桐生市）の有力候補資産のほか、旧碓氷社本社事務所（座繰製糸：安中市）、小幡・上野地区養蚕農家群（養蚕・製糸農家群：甘楽町）なども地元自治体へのはたらきかけを継続する。

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

富士山

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

山梨県 富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
静岡県 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市、沼津市、三島市、
清水町、長泉町、芝川町

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物

遺跡(文化的景観)

4. 資産の概要

富士山は、標高 3776mの日本一の高さを誇る独立峰で秀麗な山容を持つ円錐型の玄武岩質成層火山である。広い裾野には数多くの溶岩洞穴群・溶岩樹型群や湧水群のほか、広大な原始林などの豊かな自然が展開する。

古来、人々は、富士山の圧倒的な存在感から神聖さと崇高で畏敬の念を起こさせる壮大な美を感じ、多様な信仰の場として崇拝してきた。平安時代初期には、噴火を鎮めるための「浅間神社」が山麓に建てられた。その後、平安時代後期には修験道の道場となり、室町時代には村山口(大宮口)、吉田口などの登山道も開かれ、富士山は登拝する山として一般庶民に広く知られるようになった。各登山道には登拝者を宿泊させ、登拝前の神事を行い、登拝に必要な準備の世話をする「御師」や「坊」が整えられた。一方、室町時代末期に現れた長谷川角行を開祖とする「富士講」が、江戸時代中期、江戸を中心に大いに盛んになった。

また、広大な裾野から立ち上がる雄大なその姿は、創造的な優れた芸術作品を生む母体として多くの人々に愛され続けている。日本最古の歌集である「万葉集」をはじめ、古くから和歌や芭蕉、蕪村の俳句など多く詩歌の題材となってきたほか、平安時代後期に制作された「聖徳太子絵伝」などの富士山を描いた数多くの絵画作品がある。特に江戸時代に北斎や広重などによる多くの浮世絵には、様々な視点から望む富士山の姿が活写されている。また、近代以降も小説、詩歌、絵画、写真などのモチーフとなり、文化創造の源となっている。

このように富士山は、自然と人間との独特の関係を築き上げ、人々の精神的拠り所となってきた。さらに富士山は、外国にも日本の象徴と認識されるかけがえのない唯一の存在として、今日も生き続けている希有な文化的景観である。

5. 推薦に向けた課題

○共通課題

ア. 国内外の同種資産との比較研究

学術委員会において類似資産の絞り込みを行い、比較対象になりうる資産を選定した。今年度から一部着手し、来年度は両県が分担してアジア・太平洋地域の類似資産について本格的に調査を行い、比較研究を進める。

イ. 構成資産に過不足がないか否か再確認

両県共通 3 件・静岡県側 25 件・山梨県側 36 件の合計 64 件を学術委員会に提示し構成資産候補として選定され、その他独特の土地利用を表す土地・側火山群について検討することとした。完全性を満たすために必要な構成資産を不足なく取り込めるよう、地域住民や所有者などと調整を行っている。

ウ. 重要文化財等への指定(選定)又は追加指定(選定)

文化財について、現地調査を実施し、文化庁からの助言・指導のもと、指定に向けての検討や準備作業を進めていく。

エ. 包括的保存管理計画策定

学術委員会のもとに包括的保存管理計画検討部会を設けて検討を進めている。今年度は構成資産の適切な保存管理や周辺環境を含めた一体的な保全などの基本方針を決定し、来年度は基本方針を具体化する方策などを検討する。

オ. 個別の文化財について保存管理計画策定

構成資産候補について、保存管理計画の策定や見直しを進めるため、市町村と具体的な方策について協議し、計画的に着手する。

○富士山固有の課題

①. 富士山の顕著な普遍的価値を構成する諸要素の構成資産への取り込み

山梨県では、芸術作品の源泉となった展望地点などについて、構成資産候補に選定し、その価値について検討している。山麓の湖沼・湧水についても、住民説明会を開催し、構成資産への取り込みに向けて取り組んでいる。

静岡県では、山麓の独特の土地利用について「富士裾野の土地利用」という広い観点で検討している。今年度現状を確認・把握するための基礎調査を実施する予定である。

②. 遺産保護に負の影響を与える可能性のある様々な事柄の解決

学術委員会に諸問題調査部会を設置し、負の影響を与えられとされる事項について検討を開始した。

○その他の推薦に向けた課題

・バッファゾーンの設定

構成資産が多く広範囲に及ぶため、バッファゾーンの設定に様々な調整等が必要となる。

6. 基準の適用

- iii : 富士講をはじめとする巡礼・参詣等の宗教的儀礼や活動の中心であった、神社や参詣の道とその沿道の遺跡群及び湧水などは、その儀礼や活動を通じて、民衆の生活の中に信仰の核心部分が伝えられ、今もなお、形態を変えながらも継承してきている日本人の自然崇拝の象徴をあらわす稀な存在であり、顕著な普遍的価値を有する。
- iv : 信仰に関連して、歴史上、(意匠上、様式上)浅間神社は全国に広がった浅間信仰の中核となった点で重要である。また、建築的遺産や景観形成に関する資産が良好に残されている。
- v : 富士山山麓に広く展開する草地景観がみられるなど、自然と人間との独特の関係を築き上げてきた土地利用のあり方について顕著な普遍的価値を有する資産が良好に残されている。
- vi : 山岳景観に直接関連して形成されてきた信仰や宗教の精神的部分、又は山岳景観と一体になって行われている信仰や宗教の儀礼・祭礼・活動のありかた、芸術的作品に表現された景観美は、今も生き続け顕著な普遍的価値を有する。

7. 真実性／完全性の証明

構成資産候補の多くは、文化財保護法によって手厚く保護されており、現在でも当時の姿を残している。特に、中腹以上とこれに連なる登山道等が国の特別名勝に、富士山本宮浅間大社と北口本宮富士浅間神社の社殿が国の重要文化財に指定されているほか、富士山を遠望する観賞地点である三保松原なども名勝に指定されている。また、富士信仰とのつながりがある船津胎内樹型などは天然記念物に指定されている。これらの文化的要素の価値は、保存修理事業などによって確実に伝達されている。

さらに、広く国立公園に指定されているほか、富士山の森林の多くは国有林や県有林として保護・管理されており、文化的景観の諸要素と性質に関する真実性は十分に保持されている。

また、信仰の核心部である五合目以上の登拝のルートは、現在も登山道として利用され、登山道周辺の遺跡や山麓の歴史的建造物、さらに絵画等の芸術を生み出す場となった展望地も現存し、信仰等の基礎となった自然環境も良好な状況で残っている。

富士講等の信者による登拝は現在も行われているとともに、富士山に特別な思いを持って多くの人々が登るなど、信仰登山は形態を変えつつも今日に継承されている。また、富士山信仰に係わる民俗行事・芸能も各地域に残っており、富士山の文化的景観としての完全性は十分に保持されている。

8. 類似資産との比較研究

「信仰の山会議」において定義された「聖なる山」のうち、国内外で比較対象に該当すると思われる山について検討する。(今年度、トンガリロ・泰山については実施済み)

アジア地域 黄山、武当山、蘆山ほか(中国)、南山(韓国)

太平洋地域 ウルル、カタ・ジュター(オーストラリア)

比較にあたっては、形状や成立過程などの地質的側面はもちろん、信仰の形態・内容、文学・芸術作品への影響、象徴性などを軸に研究している。

9. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

ここには富士山の価値を示す構成資産候補として検討しているものを掲載しています。世界遺産の構成資産として確定したものではありません。

両県共通

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
富士山	国	特別名勝（一部）	約 6,568ha (指定範囲)	
お鉢巡り	—	特別名勝指定地内	—	
御中道	—	特別名勝指定地内	—	

山梨県

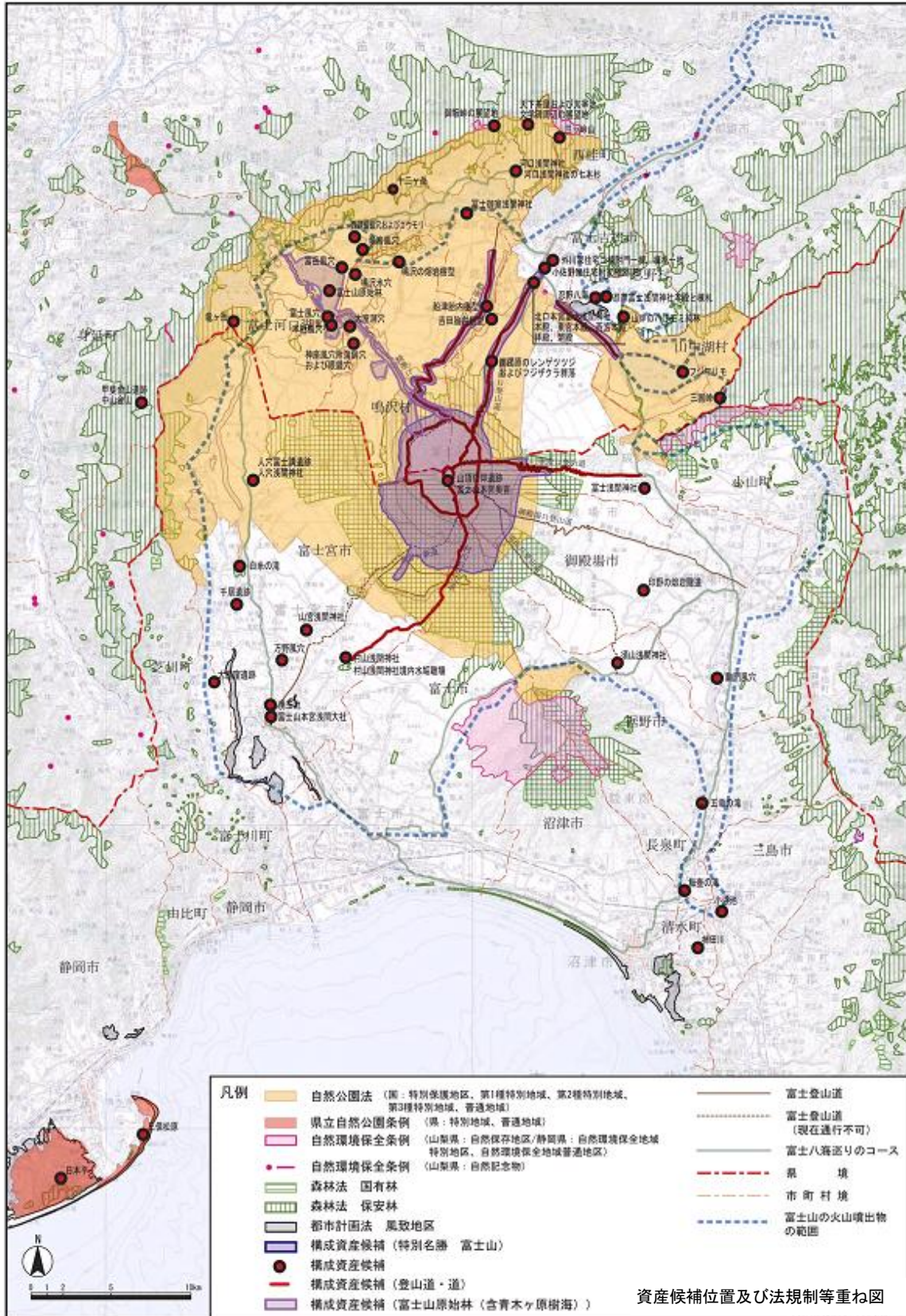
指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴	国	天然記念物	約 0.7ha	
鳴沢氷穴	国	天然記念物	約 0.2ha	
大室洞穴	国	天然記念物	約 0.7ha	
竜宮洞穴	国	天然記念物	約 0.6ha	
西湖蝙蝠穴およびコウモリ	国	天然記念物	約 2.3ha	
本栖風穴	国	天然記念物	約 1.7ha	
富岳風穴	国	天然記念物	約 1.3ha	
富士風穴	国	天然記念物	約 1.1ha	
吉田胎内樹型	国	天然記念物	約 5.8ha	
船津胎内樹型	国	天然記念物	約 8.2ha	
富士山原始林（含青木ヶ原樹海）	国	天然記念物	—	
北口本宮富士浅間神社（本殿）	国	重要文化財	約 86.4 m ² (軒面積)	境内地については国指定に向けて今年度調査
北口本宮富士浅間神社（東宮本殿）	国	重要文化財	約 31.1 m ² (軒面積)	
北口本宮富士浅間神社（西宮本殿）	国	重要文化財	約 63 m ² (軒面積)	
富士御室浅間神社（本殿）	国	重要文化財	約 31.4 m ² (床面積)	境内地については国指定に向けて今年度調査
吉田口登山道	—	特別名勝指定地内	—	
船津口登山道	—	特別名勝指定地内	—	

鎌倉往還	—	一部特別名勝指定地内	—	
鳴沢の熔岩樹型	国	特別天然記念物	約 1.2ha	
忍野八海	国	天然記念物	約 0.2ha	
小佐野家住宅(主屋・蔵) 附家相図 1 枚	国	重要文化財	約 0.1ha (敷地)	
躑躅原のレンゲツツジおよびフジザクラ群落	国	天然記念物	約 157.6ha	
山中のハリモミ純林	国	天然記念物	約 56.7ha	
外川家住宅二棟(主屋一棟、離座敷一棟)附門一棟、棟札一枚	市	有形文化財	約 0.2ha (敷地)	国指定に向けて今年度調査
河口浅間神社(本殿)	町	有形文化財	約 1.5ha (境内地)	
河口浅間神社の七本杉	県	天然記念物		
忍草富士浅間神社本殿と棟札	村	有形文化財		境内地を含め 国指定に向けて今年度調査
北口本宮富士浅間神社(拝殿、幣殿)	市	有形文化財		国指定に向けて今年度調査
三ツ峠山	—	未指定		
三国峠	—	未指定		
フジマリモ	県	天然記念物		
御坂峠(((鎌倉街道(御坂路))・御坂城)の展望地	町	史跡		
天下茶屋および太宰治文学碑周辺の展望地	—	未指定		
十二ヶ岳	—	未指定		
竜ヶ岳	—	未指定		
甲斐金山遺跡 中山金山	国	史跡		

静岡県

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
万野風穴	国	天然記念物		
駒門風穴	国	天然記念物	約 0.4ha	
印野の熔岩隧道	国	天然記念物	—	
白糸の滝	国	名勝及び天然記念物	約 7.2ha	

湧玉池	国	特別天然記念物	約 6.3ha (富士山本宮浅間 大社境内地)	
楽寿園(小浜池)	国	天然記念物及び 名勝	約 2.6ha (内小浜池 約 0.5ha)	
柿田川	—	未指定	約 3.3ha (柿田川公園)	文化庁係官 現地調査済
鮎壺の滝	県	天然記念物		
五竜の滝	県	天然記念物		
千居遺跡	国	史跡		
大鹿窪遺跡	—	未指定		国指定答申済
富士山本宮浅間大社(境内地)	—	未指定(重要文化財1 件、社殿5棟が県指定有 形文化財)	約 6.3ha (境内地)	文化庁係官 現地調査済
山宮浅間神社	市	史跡	約 1.0ha (境内地)	
山頂信仰遺跡	—	特別名勝指定地 内		
富士山本宮奥宮	—	特別名勝指定地 内		
村山浅間神社	—	未指定	約 2.2ha (境内地)	
村山浅間神社境内水垢離場	—	未指定	—	
大宮・村山口登山道	—	一部特別名勝指 定地内		
人穴富士講遺跡	市	史跡	約 1.9ha (人穴浅間神 社境内地)	文化庁係官 現地調査済
人穴浅間神社	—	市指定史跡内	約 1.9ha (境内地)	
須山浅間神社	—	未指定	約 0.4ha (境内地)	
富士浅間神社(須走浅間神社)	町	有形文化財	約 1.5ha (境内地)	
須走口登山道	—	一部特別名勝指 定地内	—	
三保松原	国	名勝	約 254ha	
日本平	国	名勝	約 200ha	



10. 緩衝地帯(バッファゾーン)の位置図と適用される規制の内容

項目9の位置図において、火山噴出物の範囲や富士八海巡りのコースなどをもとに学術委員会に富士山の範囲を提案した。今後、緩衝地帯は現状を確認しながら市町村・地域住民と調整をはかり、範囲を決定していく。

緩衝地帯の範囲については、自然公園法、森林法等既存の法的枠組みをもととし、それらの仕組みがない部分については、現在検討を進めている。

11. 保存管理計画の策定状況

○個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

特別名勝富士山	静岡県	平成 18 年	静岡県教育委員会策定
	山梨県	昭和 53 年	山梨県教育委員会策定
		(平成 11 年、平成 18 年改定)	
天然記念物山中のハリモミ純林		平成 13 年	山梨県山中湖村策定
名勝及び天然記念物白糸の滝		昭和 63 年	静岡県富士宮市教育委員会策定
名勝三保松原		平成元年	静岡県清水市教育委員会策定
		(平成 4 年一部改定)	
名勝日本平		昭和 58 年	静岡県清水市教育委員会が策定
		(平成元年改定、平成 16 年から第 2 回改定作業中)	

※上記以外の保存管理計画は、平成 19 年度から一部着手し、平成 20 年度中に策定を終える予定である。

○資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

本年度は、二県学術委員会の下に包括的保存管理計画検討部会を、各県学術委員会の下に各県保存間管理計画検討部会を設置し、検討を開始した。いずれも平成 20 年度中には策定を終える予定である。

12. 地方公共団体における推薦準備のための体制整備の状況

山梨県・静岡県合同

<連携会議等>

○山梨県、静岡県、地元関係 18 市町村で構成する「富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議」を設置し、相互連携のもと登録条件の整備や普及啓発活動等の登録推進事業を実施している。(平成 17 年 12 月設置)

<有識者等による委員会>

○「山梨県学術委員会」・「静岡県学術委員会」(委員各 10 名)(平成 18 年 5 月設置)

○「二県学術委員会」(委員 11 名)(平成 18 年 6 月設置)

(両県合同会議と学術委員会との関係については p.10 組織図参照)

山梨県

<県担当部局>

○「富士山世界文化遺産登録庁内プロジェクトチーム」発足(平成 17 年 9 月)

○「企画部」に「世界遺産推進課」及び「富士北麓分室」を設置(平成 19 年 4 月)

専任職員 10 名 兼務・併任職員 7 名

来年度に向け増員による体制強化と予算措置について調整中。

<市町村担当部署>

○関係 7 市町村(富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、西桂町、身延町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行政担当部署が所管

<連携会議等>

○山梨県庁内組織として、部局長で構成する「「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進本部」を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成 17 年 10 月設置)

また、富士五湖を構成資産とするための課題解決のため関係課からなる「富士五湖構成資産研究庁内プロジェクトチーム」を組織し、関係町村の支援を行っている。(平成 19 年 8 月設置)

○地元関係自治体との連携組織として、知事及び関係市町村長で構成する「「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。(平成 17 年 11 月設置)

静岡県

<県担当部局>

○「富士山世界文化遺産登録庁内プロジェクトチーム」発足(平成 17 年 9 月)

○「世界遺産推進室」を設置(生活・文化部)(平成 18 年 4 月)

専任職員 7 名 併任職員 4 名

○「世界遺産推進室」(部局の組織改変により、県民部)(平成 19 年 4 月)

専任職員 8 名 併任職員 4 名

来年度に向け増員による体制強化と予算措置について調整中。

<市町村担当部署>

○関係 11 市町(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行

政担当部署が所管

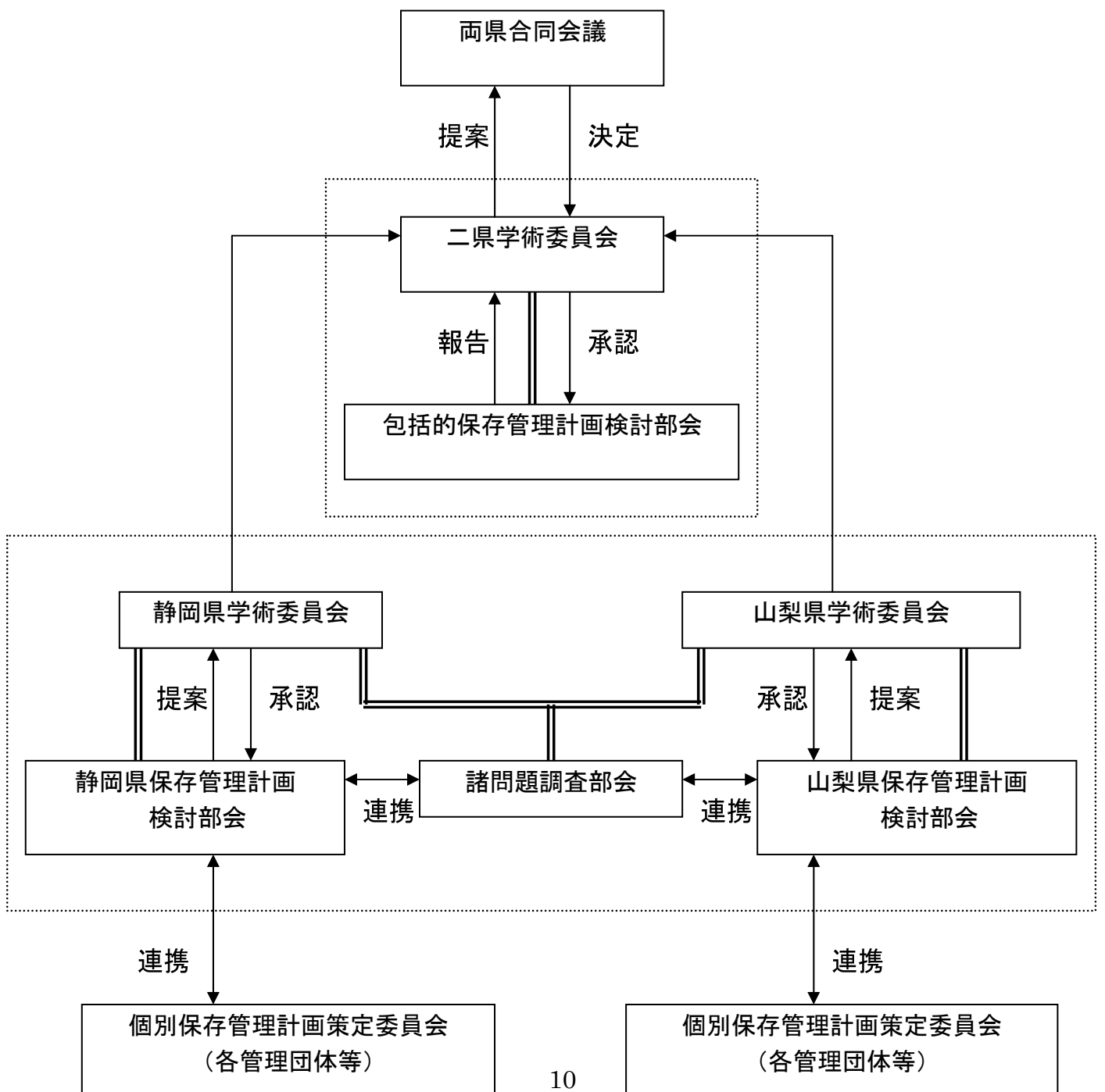
※3市3町(静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町)は、平成19年度から参加。

<連携会議等>

○静岡県庁内組織として、県部局長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進本部」を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成17年10月設置)

○地元関係自治体との連携組織として、知事及び関係市町長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。(平成17年11月設置)

両県合同会議・学術委員会等組織図



13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

○現在の登録目標年

(1)目標

暫定リスト登載から5年目にあたる平成23年登録を目指す。

(2)想定スケジュール:平成23年登録

作業内容		19年	20年	21年	22年	23年
暫定リスト登載		○				
○推薦書素案作成		○	○	○		
○共通課題						
・類似資産との比較研究	(課題ア)	○	○			
・資産(コア)の再確認	(課題イ)	○				
・資産(コア)の国文化財指定等	(課題ウ)	○	○	○		
・包括的保存管理計画の策定	(課題エ)	○	○			
・個別の保存管理計画の策定	(課題オ)	○	○	○		
○富士山固有の課題						
・湖沼・湧水、展望地	(課題①)	○	○	○		
・富士裾野の土地利用	(課題①)		○	○		
・諸問題の検討	(課題②)	○	○	○		
○その他の推薦に向けた課題						
・バッファゾーンの検討、設定、条例制定		○	○	○		
推薦書提出、イコモス調査					○	
世界文化遺産登録						○

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

都道府県名 奈良県

市町村名 明日香村、桜井市、橿原市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

適用種別 遺跡

文化的景観の有無 有

4. 資産の概要

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は、7世紀から8世紀初頭の歴代天皇が政治を行った宮都、中国大陸や朝鮮半島より受容された仏教の殿堂としての諸寺院、宮人・官人を埋葬した古墳などの28の資産から構成されている。これらの文化遺産は、東アジア諸国との文化及び技術の交流を明確に示すとともに、東アジア世界の政治・経済体制を具現化する歴史上、学術上顕著な普遍的価値を有する。

5. 推薦に向けた課題

(1) 資産ごとの個別課題

- ・課題1 考古学的遺跡と一体を成し、独特の地勢を含む歴史的風土については、遺跡の周辺環境として位置付け、集落・農地・森林など良好な文化的景観の観点からの評価の検討が必要である。

[対応状況：重要文化的景観の指定と構成資産への追加を検討する。]

- ・課題2 特別史跡藤原宮跡及び名勝大和三山の周辺地域の保全措置が万全でないため条例等の下に行為規制を行うなど適切な保全措置を講ずることが必要である。

[対応状況：藤原宮跡、大和三山周辺のバッファに係る景観規制を検討する。]

(2) 資産の共通課題

- ・課題1 国内外の同趣資産との比較研究を行い、顕著な普遍的価値を確実に証明する必要がある。

[対応状況：慶州と比較し、東アジアの宮都として位置付けの検証を行う。]

- ・課題2 資産全体の完全性を満たすために、構成資産に過不足がないかを再確認する。

[対応状況：提案書記載の構成資産に加えて重要遺跡の追加を検討する。]

- ・課題3 構成資産について史跡等の指定又は追加指定等確実な保護措置を

とる。

[対応状況：構成資産の確実な保護措置を図るため、史跡の追加指定等について検討する。]

6. 基準の適用

- (ii) 飛鳥の終末期古墳のうち高松塚古墳やキトラ古墳に描かれた壁画は当時の風俗を表す飛鳥美人や思想を表現する四神・十二支像、東アジア最古の天文図壁画は、中国大陸・朝鮮半島の東アジア諸国との交流を明確に表す事例である。
- (iii) 飛鳥・藤原の文化財はその多くが遺跡として埋蔵されているが、我が国の古代政治の中核であった地域で、その後の文化に深い影響を及ぼし、現代社会と密接な関係を有する事例である。
- (iv) 飛鳥・藤原は、我が国の律令国家発祥の地であり、その形成過程を解明できる古代都市である。地下に埋蔵されている遺跡には、本格的な律令宮都であり、我が国初の七堂伽藍を備えた寺院、当時の埋葬形態を表す終末期古墳がある。

7. 真実性／完全性の証明

提案書に示した特別史跡石舞台古墳、高松塚古墳、藤原宮跡等の28の構成資産の真実性、完全性の検証を、今後、考古学、歴史学、文化的景観等の学識経験者、有識者らで構成する専門委員会により各構成資産の普遍的価値について学術的な証明を行う予定である。

また、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の資産全体の完全性を高めるために、今後の発掘調査の成果を踏まえ、重要遺跡について構成資産への追加も検討している。なお、歴史的風土について文化的景観の観点から評価を行うことを考えている。また、構成資産の確実な保護措置を図るため史跡追加指定等を検討する。

8. 類似資産との比較研究

現在、文献等に基づき比較研究を行っているところである。今後は、現地視察の実施や専門委員会による学術的検証を踏まえ、顕著な普遍的価値証明を行って行きたい。

(1) 国内資産との比較

「飛鳥・藤原」の文化資産は地上に現れたものは少なく地下に遺跡として残されている。遺跡が「飛鳥・藤原」の最大の特徴であり、大和三山を除き、ほとんど遺跡で世界遺産の登録を目指すのは我が国初である。その遺跡の残存状況は良好で他の遺跡に類を見ない。しかも、これらの遺跡は、我が国の国家形成の基礎をなす律令国家体制の成立時期のもので、当時の東アジア文化の影響を色濃く受け、国内の他の遺産に類を見ない。

(2) 韓国慶州の資産との比較

慶州は、新羅王朝の建国（紀元前57年）から滅亡（935年）までの約1,000年間にわたる政治・文化の中心地で、韓国を代表する古都である。1995年に

石窟庵と仏国寺が世界遺産登録され、さらに2000年にも慶州歴史地域が世界遺産に登録されている。概ね下記の4点を比較の視点として検討する。

① 慶州では系統的な発掘調査は完全には未実施で、個人住宅等の建築に伴う発掘は2～3年前からやっと実施されてきたのが現状である。

我が国では文化財保護法に基づき系統的な発掘調査が実施されてきた。

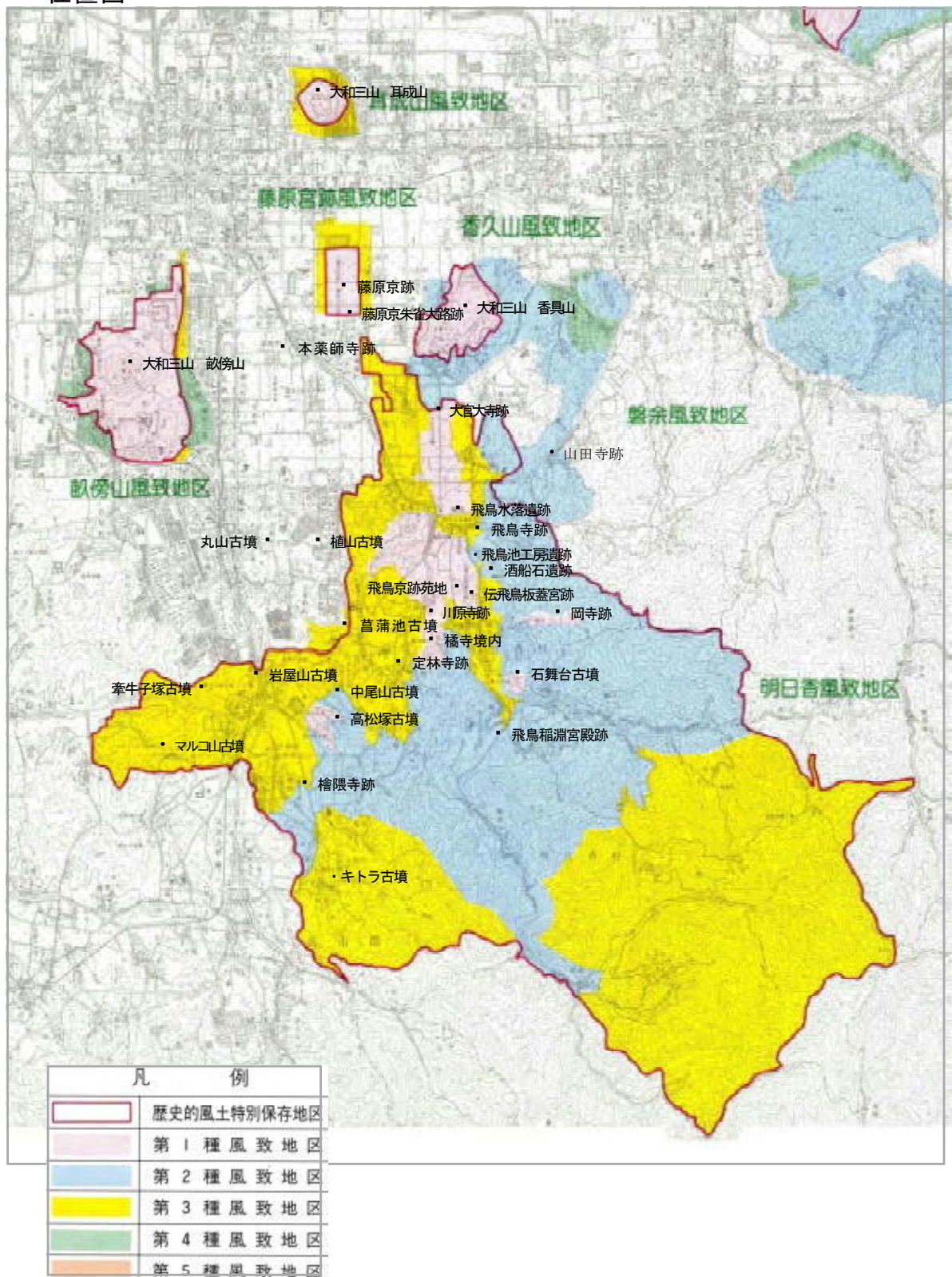
② 新羅の条坊・王宮の範囲及び王宮の構造等は不明確である。「飛鳥・藤原」の宮の範囲、機能は明確にできる。

③ 「飛鳥・藤原」も新羅も唐の文化の影響を受けるが、新羅は、唐の年号、地名、官僚の服装等をそのまま使用するなど、「飛鳥・藤原」の文化の性格と異なる。

④ 新羅の古墳は積石木槨墳と石室墳に大別され、特に慶州には積石木槨墳が多く、「飛鳥・藤原」の古墳の構造と異なる。

なお、平成20年に現地視察し、調査結果を報告書としてまとめる予定である。

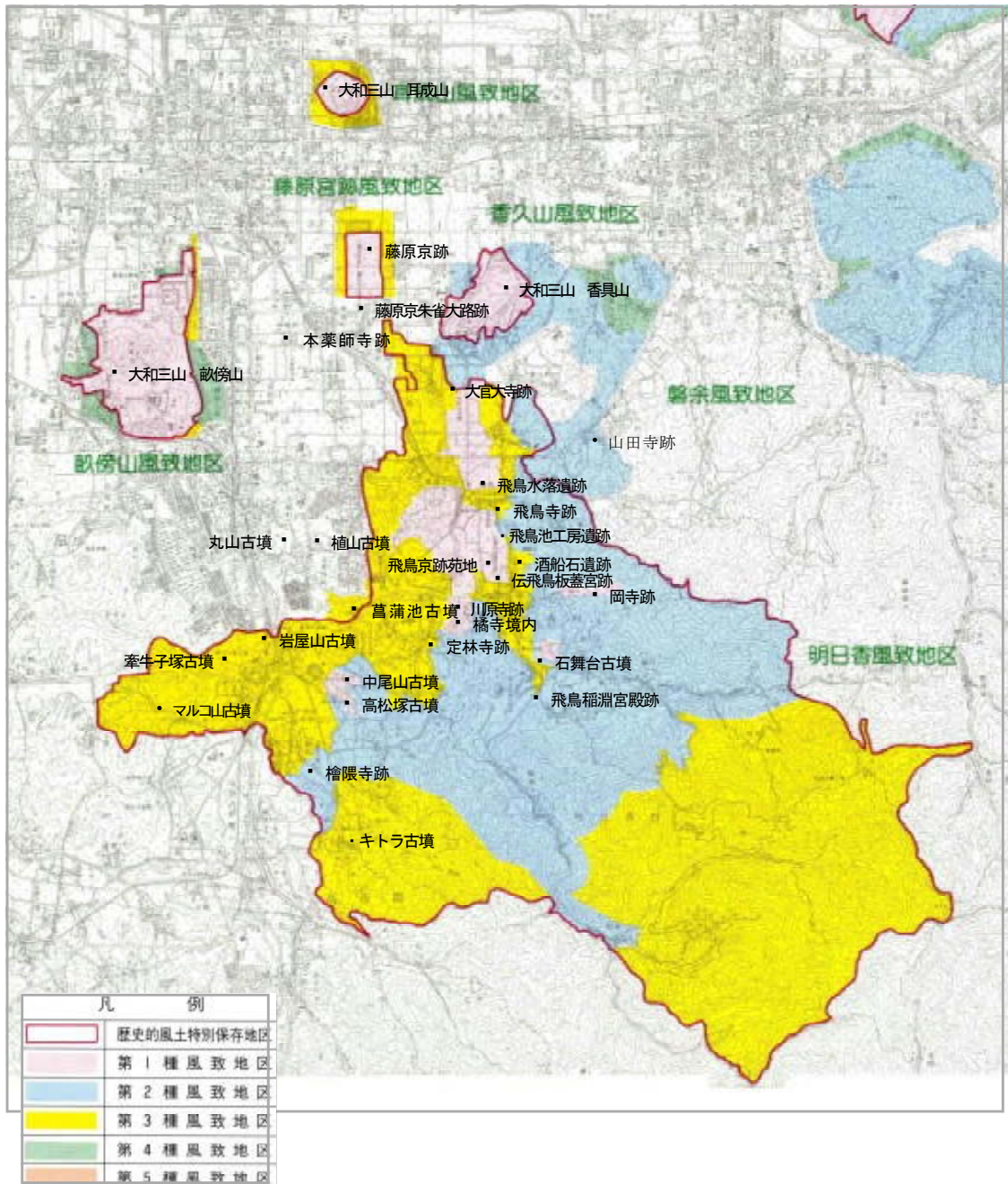
9. 構成資産（コア・ゾーン）の整理表
位置図



資産の一覧

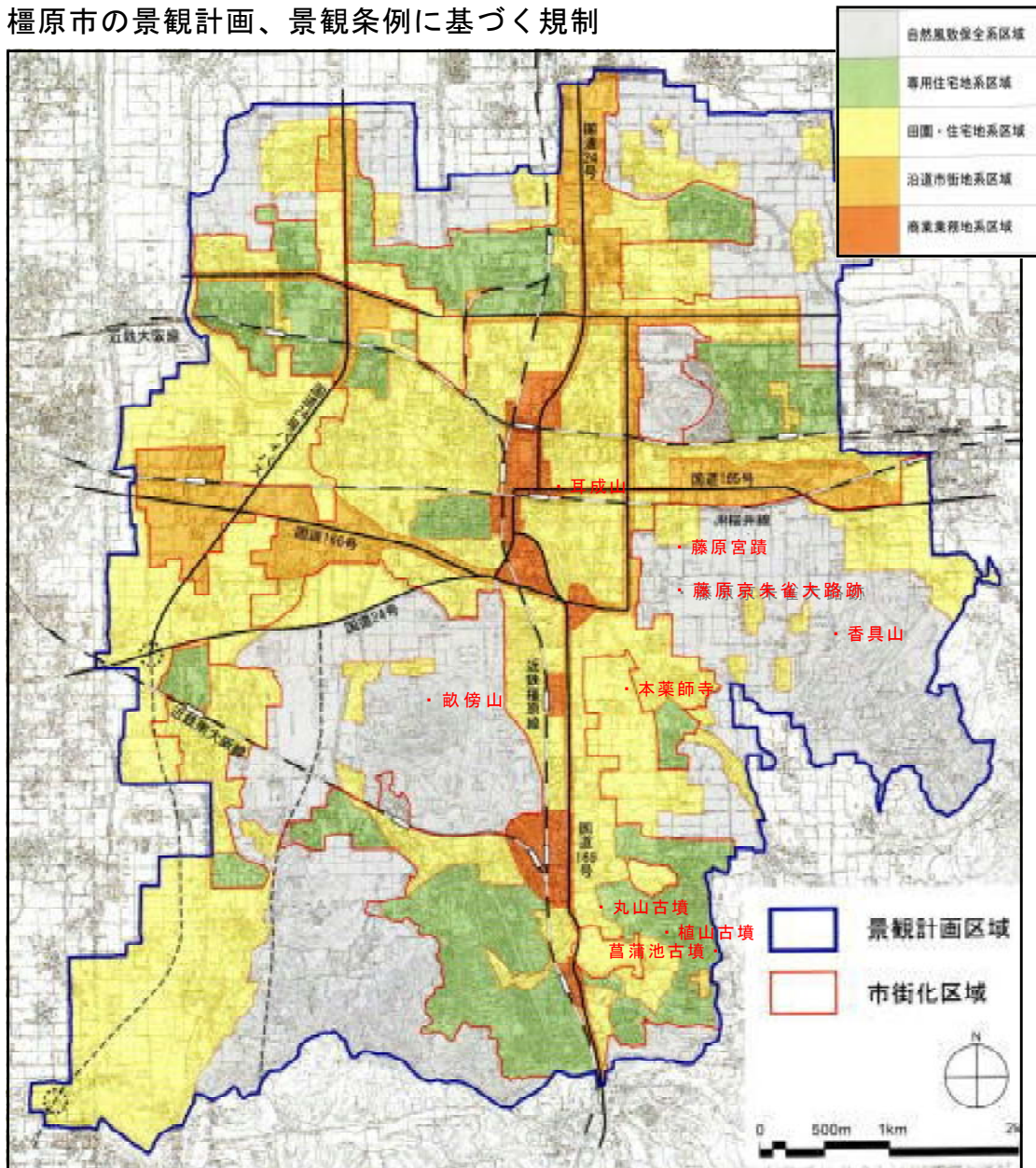
No.	名称	保護の主体	保護の種別	面積 (㎡)	備考
1	石舞台古墳	国指定	特別史跡	12,317	
2	高松塚古墳	国指定	特別史跡	913	
3	キトラ古墳	国指定	特別史跡	4,301	
4	川原寺跡	国指定	史跡	73,839	
5	大宮大寺跡	国指定	史跡	46,642	
6	牽牛子塚古墳	国指定	史跡	396	
7	中尾山古墳	国指定	史跡	987	
8	酒船石遺跡	国指定	史跡	31,464	
9	定林寺跡	国指定	史跡	17,163	
10	飛鳥寺跡	国指定	史跡	46,184	
11	橘寺境内	国指定	史跡	95,245	
12	岩屋山古墳	国指定	史跡	1,125	
13	伝飛鳥板蓋宮跡	国指定	史跡	9,308	
14	飛鳥水落遺跡	国指定	史跡	1,219	
15	飛鳥稻淵宮殿跡	国指定	史跡	12,750	
16	マルコ山古墳	国指定	史跡	2,735	
17	飛鳥池工房遺跡	国指定	史跡	19,981	
18	檜隈寺跡	国指定	史跡	7,611	
19	飛鳥京跡苑池	国指定	史跡・名勝	27,413	
20	岡寺跡	国指定	史跡	82,865	
21	山田寺跡	国指定	特別史跡	33,580	
22	藤原宮跡	国指定	特別史跡	594,428	
23	本薬師寺跡	国指定	特別史跡	18,991	
24	植山古墳	国指定	史跡	12,205	
25	丸山古墳	国指定	史跡	90,177	
26	菖蒲池古墳	国指定	史跡	99	
27	藤原京朱雀大路跡	国指定	史跡	6,097	
28	大和三山	国指定	名勝	640,483	

10. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容



- ・ 古都保存法（昭和41年）に基づき明日香村の全村域及び橿原市の一部が「歴史的風土特別保存地区」に指定。（明日香村は明日香法（昭和55年）に基づき、さらに第1種と第2種に区分）。住宅新築が基本的に地区指定時に宅地であり、現に存する建築物の建て替えのために行われるものに限定されるなど、建築、土地形質変更等の行為が「歴史的風土」の保存のため厳しく制限される。
- ・ 奈良県風致地区条例（昭和45年）に基づき明日香村の全村域及び桜井市、橿原市の一部が「風致地区」に指定。建築物の新築等において種別に応じて高さ、建ぺい率、緑地率等の基準や「風致保全方針」に基づく意匠、形態等の規制が行われるなど建築、土地形質変更等の行為が「周辺の風致と著しく不調和とならないよう制限される。

檀原市の景観計画、景観条例に基づく規制



・景観法（平成16年）に基づき、檀原市は景観行政団体として全市域を景観計画区域に指定した景観計画を策定している。市街地、自然、歴史的環境等、地域特性に応じた景観づくりを行うため地域を区分し、景観形成の方針や基準を設定している。建築物の形態、意匠、壁面等の色彩や土地形質変更の際の緑化等について周辺の景観との調和を図ることにより良好な景観形成を図る。さらに、景観条例においては、重要な眺望景観の指定など、藤原宮跡を視点場とする大和三山の良好な眺望景観の保全に向けた独自の制度が設けられている。

11. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別資産に係る保存管理計画

① 明日香村

ア 現況：平成16年度に全村を対象にした史跡毎の個別保存管理計画をまとめて、史跡指定地・重要遺跡及びその周辺や周知の遺跡に分類し、保存管理区分や利活用方策も示されている。

イ 課題と対応方針：保存管理計画の見直し等協議会で検討する。

② 橿原市

ア 現況：構成資産毎の保存管理計画は未作成である。

イ 課題と対応方針：保存管理の方針、現状変更の許可及び整備活用の方針は、文化庁の意見を参考に、学識経験者等の指導、助言を得ながら、保存管理計画を作成することとしている。

③ 桜井市

ア 現況：史跡全体が文部科学省の所有であり整備も完了している。

イ 課題と対応方針：

史跡は文化庁及び奈良文化財研究所が所管しており、文化庁及び奈良文化財研究所の意向を受け保存管理計画を検討する必要がある。

(2) 包括的保存管理計画の見込

包括的保存管理計画については資産の構成、バッファゾーンの区域指定方針等を整理した上で、専門委員会での審議を踏まえ、関係機関と協議しながら策定する方向である。

12. 地方公共団体における推薦準備のための体制整備の状況

(1) 県及び市村における担当部局、関係自治体・部局間連携会議

① 県及び市村における担当部局

県：教育委員会事務局文化財保存課

市村：明日香村政策調整課

桜井市教育委員会事務局文化財課

橿原市行政改革・都市再生推進本部事務局まちづくり課世界遺産準備室

② 関係自治体・部局間連携会議

・世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会

・世界遺産「飛鳥・藤原」ワーキング会議

(2) 専門家／有識者による委員会の設置

現在、専門委員会設置に向けて作業を進めている。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

年度		登録に係る事務・事業		
		会議等の開催	具体的作業	
H 19 年 度	4月		登録に向けた課題に対する対応方針の検討	
	5月	担当者会議(第1回)		
	6月			
	7月			
	8月			
	9月	担当者会議(第2回) 文化庁協議(第2回)		文化庁との調整
	10月	登録推進協議会(第1回) ワーキング会議(第1回)		専門委員会委員の委嘱 コンセプト、構成資産の検討事項の抽出
	11月	文化庁視察(明日香村の柵田) 近江八幡市視察(文化的景観)		構成資産の普遍的価値の検証
	12月			包括的管理計画素案検討
	1月	ワーキング会議(第2回)		(バッファに係る必要な規制手法の検討)
2月	専門委員会(第1回)			
3月	登録推進協議会(第2回)			
H20年度 ～ H21年度	前年度に引き続き登録推進協議会、専門委員会、ワーキング会議の開催と文化庁との協議を実施。	包括的・個別管理計画素案検討 ※1 追加資産に係る史跡指定手続き バッファに係る新たな規制制度の創設 登録推薦書の素案作成		
H22年度	〃	包括的・個別管理計画及び登録推薦書の策定と文化庁への提出 (文化庁→世界遺産委員会)		
H23年度	〃	シンポジウムの開催等世界遺産登録推進啓発事業 イコモス現地調査対応		
H24年度		世界遺産登録記念事業 (登録可否の決定：世界遺産委員会 6月～7月)		

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」

2. 所在地

長崎県、長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町

3. 資産の適用種別

遺跡、建造物群及び文化的景観

4. 資産の概要

- ・我が国におけるキリスト教は、天文18年（1549）にF. ザビエルが布教を開始して以来、西日本を中心に急速に広まった。
- ・特にポルトガルとの貿易港として開かれた長崎は、イエズス会の本部が置かれるほど日本における布教の重要拠点となり、教会堂をはじめとするキリスト教文化が栄えた。
- ・天正10年（1582）には天正遣欧少年使節が大村、有馬、大友のキリシタン大名から派遣され、ローマ教皇やスペイン国王への謁見を果たすなど、我が国におけるキリスト教の定着を欧州に知らしめた。
- ・しかし、豊臣秀吉や江戸幕府による禁教政策のためキリスト教は激しく弾圧された。その結果、天草・島原の乱が起こるに至った。
- ・禁教下においては、信徒たちは人里離れた山々や島々に移り住み、地下組織を作り、洗礼やオラショを伝承し、教会もなく、神父もいないなかで、明治期に入り禁教政策が解かれるまでその信仰を守り続けた。
- ・長い弾圧の歴史を経た後に建てられた教会群は、長崎県を中心とする地域に数多く残り、信仰を抑圧されてきた人々の解放と教会復帰の軌跡を現在に伝えている。
- ・また、教会群は外国人神父が伝えた西洋の建築技術と我が国の伝統的な建築技術の融合がもたらした質の高い造形意匠を良くとどめ、特色ある自然景観と相まって、貴重な文化的景観を形成している。
- ・このように、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は我が国におけるキリスト教布教の歩みを示し、国内外の建築技術の融合の見本であるのみならず、独特の自然景観とも一体の優秀な文化的景観を形成し、顕著な普遍的価値を持つ可能性は高い。

5. 推薦に向けた課題

(1) 共通課題

ア. 国内外の同種資産との比較研究を行い、本資産が持つ顕著な普遍的価値を確実に証明すること。

【対応状況】

- ・国内の専門家との意見交換会を2回開催し、比較研究の視点を整理した。平成19年12月26日に開催する「長崎県世界遺産学術会議(第1回)」でも協議予定。

イ. 資産全体の完全性を満たすために、構成資産に過不足がないか否か再確認すること。

【対応状況】

- ・「構成資産等基礎調査」により地域の現状、構成資産と集落及びそれを含む地域を、文化的景観の視点を持ちつつ調査中。調査結果を「長崎県世界遺産学術会議」に諮り構成資産を再確認する。

(調査期間：平成19年11月中旬～平成20年7月末)

ウ. 個別の構成資産について、重要文化財及び史跡等への指定又は追加指定、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区への選定又は追加選定を行い、確実な保護の措置を講ずること。

【対応状況】

- ・国未指定の資産については、順次文化庁調査官により調査を受けており、平成20年1月には概ね調査終了予定。順次、国指定の申請及び申出を行う予定。

エ. 資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を定め、一体的な保全を図るべき周辺環境の範囲及びその保全手法、開発・観光等の側面から将来的に想定される資産への負の影響の防止対策、適切な公開・活用等の方針、保存管理の在り方について示すこと。

【対応状況】

- ・「12. 体制整備の状況」でも後述するように、「世界遺産登録推進会議作業部会」に景観グループや観光グループを設置し、関係部局と密接に連携して適切な資産の保全と、適切な公開・活用等について検討している。

オ. 包括的保存管理計画の下に、個別の文化財について保存管理計画（史跡等の保存管理計画、重要文化財の保存活用計画、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の保存計画）を策定し又は整理すること。

【対応状況】

- ・重要文化財の保存活用(管理)計画策定に着手、平成20年度中に策定完了予定。

(2) 個別課題

ア. キリスト教関連資産の文脈の下に評価が可能な隣接県の事例を資産構成に含めることについても、検討することが必要である。

【対応状況】

・長崎県からは天草市が開催するシンポジウムや文化的景観研究会、天草市文化的景観学術検討会議などへ出席するとともに、本県開催のシンポジウムや「県市町連絡調整会議」へ天草市、熊本県に出席を呼びかけるなど緊密な情報交換を行っている。

イ 信仰の基盤となった生業・生活の在り方を継承し、その後の時間的経過の中で変容を遂げた集落及び墓地等をはじめ、周辺の農地・海域までも視野に入れつつ、各構成資産の範囲について検討することが必要である。

【対応状況】

・「構成資産等基礎調査」により地域の現状、構成資産と集落及びそれを含む地域の文化的景観の視点を持ちつつ調査中。その結果をもって、資産の範囲や緩衝地帯の範囲を検討する。（調査期間：平成19年11月中旬～平成20年7月末）

6. 基準の適用

- ii) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産は、大航海時代におけるキリスト教と西洋文化のわが国への伝来と融合、鎖国時代の禁教下における伝承、そして開国後の新たな交流という、世界に類例のない東西文化の複雑な交流過程を顕著に示している。
- iii) 長崎の教会群は、16世紀末からの殉教や弾圧にも関わらずキリスト教信仰が連綿として継承され、現在も生き続けていることの物証として無二の存在である。
- iv) 長崎の教会群は、外国人神父の指導と日本人大工棟梁の伝統的技術に基づく創意工夫によって建設されており、それらは、日本における教会建築の発展過程や、西洋と東洋の建築文化が融合した多様な展開と高い造形意匠の達成を示す顕著な見本である。
- v) 長崎の教会群は、大部分が県内でも辺鄙で狭隘な潜伏時代の居所に点在していて、現在でも地域のそれぞれにおいて特色ある自然地形と緊密な関係のもと、農漁業を生業として造り上げた集落景観と一体となり、地域住民の生活と精神の拠り所として、それぞれに優れた文化的景観を形成している。
- vi) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産は、迫害と殉教、また世界史に類を見ない250年の潜伏からの劇的な復活という世界に大きな衝撃と感動を与えた出来事の直接的な舞台である。さらに、本資産は日本の著名な文学作品の主題及び舞台になっており文学史のなかでも重要な位置を占めている。また、400年を経て今なおカクレキリシタンに歌い継がれている「オラシヨ」は、宣教師によりもたらされた典礼音楽のグレゴリオ聖歌や16世紀のスペインの一地方の聖歌を原形とし、当時の形態を伝承するものである。

※上記は暫定一覧表への登録提案時（平成18年11月）のものであり、現在専門家との意見交換や学術会議の議論をもとに見直し中。

7. 真実性／完全性の証明

本資産は、わが国の文化財保護法及び長崎県文化財保護条例のもとで、所有者をはじめ国および地方公共団体によって適切な維持管理が行われ、文化財的な価値を失することなく、いずれも良好な保存状態を保っている。さらに必要性がある場合には、専門家による委員会の決定により妥当と判断される修理および整備

を行って保全に努めてきているところである。したがって、当該資産の全てが、位置に関する歴史的真實性を確実に保持しており、かつ、そのほとんどが、形状・意匠、材料・材質、技術・構造、用途などの点において当初の歴史的真實性を保持しているものである。

また完全性については、推薦資産及びオラシヨは提案のコンセプトを十分裏付けてはいるが、その文脈の中で、相互の有機的な関連性の下に存在する資産や、他県など周辺に存在する資産についても合意形成の上で資産への追加に努力し、保存を図っていく。

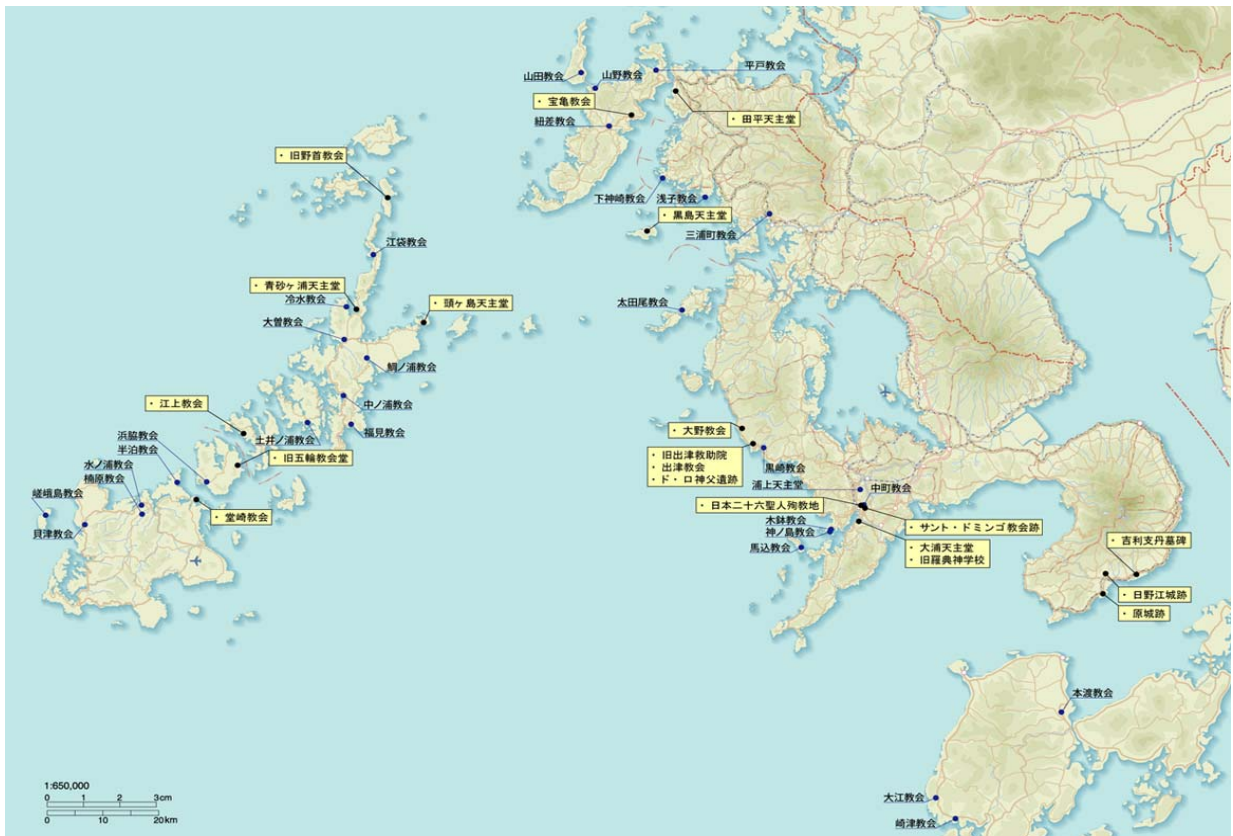
8. 類似資産との比較研究

世界遺産に登録されているものの中で比較的類似する資産としては、17～18世紀の木造教会として知られるチリの「チロエの教会群」がある。西洋と在地の技法が融合したラテン・アメリカを代表する建築で、文化的景観としての価値も高いとされる。また、16～17世紀に長崎と定期航路で結ばれていたマカオの教会も東西融合の象徴的で歴史的な存在として、すでに世界遺産に登録されている。

一方、暫定リスト掲載の類似資産としては、その多くが18世紀の教会であるハンガリーの「北部カラパチアン流域の木造教会群」がある。広い範囲に教会群を形成するとともに、この地域で東西ヨーロッパの建築技術交流があったことが主張されている。

9. 構成資産（コア・ゾーン）の整理表

・位置図



・資産の一覧

No.	資産の名称	保護の主体	保護の種別	面積(m ²)	文化庁調査状況
1	<small>おおのうらてんしゆどう</small> 大浦天主堂	国	国宝		
2	<small>きゆうらてんしんがっこう</small> 旧羅典神学校	国	重要文化財		
3	<small>くろしまてんしゆどう</small> 黒島天主堂	国	重要文化財		
4	<small>きゆうごりんきようかいどう</small> 旧五輪教会堂	国	重要文化財		
5	<small>あおさかうらてんしゆどう</small> 青砂ヶ浦天主堂	国	重要文化財		
6	<small>かしらがしまてんしゆどう</small> 頭ヶ島天主堂	国	重要文化財		
7	<small>たひらてんしゆどう</small> 田平天主堂	国	重要文化財		
8	<small>きゆうしつきゆうじよいん</small> 旧出津救助院	国	重要文化財		
9	<small>しつきようかい</small> 出津教会	県	有形文化財		調査済
10	<small>おおのきようかい</small> 大野教会	県	有形文化財		調査済
11	<small>どうきききようかい</small> 堂崎教会	県	有形文化財		調査済
12	<small>きゆうのくびきようかい</small> 旧野首教会	県	有形文化財		調査済
13	<small>えがみきようかい</small> 江上教会	県	有形文化財		調査済
14	<small>ほうききようかい</small> 宝亀教会	県	有形文化財		
15	<small>はらじようあと</small> 原城跡	国	史跡	411,096 m ²	
16	<small>ひのえじようあと</small> 日野江城跡	国	史跡	115,992 m ²	
17	<small>きりしたんぼひ</small> 吉利支丹墓碑	国	史跡	20 m ²	
18	<small>にほんにじゅうろくせいじんじゆんきようち</small> 日本二十六聖人殉教地	県	史跡	5,898 m ²	調査予定
19	<small>しんぶいせき</small> ド・口神父遺跡	県	史跡	1,574 m ²	調査済
20	<small>きようかいあと</small> サント・ドミンゴ教会跡		(未指定)		調査予定

【追加資産候補】

21	<small>きゆうだいしきようかん</small> 旧大司教館		(未指定)		調査済
22	<small>なかえのしま</small> 中江ノ島		(未指定)		調査予定
23	<small>おおそきようかい</small> 大曾教会	県	有形文化財		調査済
24	<small>そとめのぶんかてきけいかん</small> 外海の文化的景観		(未選定)		調査済
25	<small>ひさかのぶんかてきけいかん</small> 久賀の文化的景観		(未選定)		調査済
26	その他数力所		(未指定)		順次調査実施

- ・国による指定を受けていない県指定文化財及び未指定資産の国指定文化財への昇格または重要文化的景観（外海の文化的景観、久賀の文化的景観等）の選定については、平成19年8月から順次文化庁調査官により現地調査を受けており、平成20年1月で概ね全ての資産の調査が終了予定。
- ・準備が整ったものから順次国指定・選定に向けて申請及び申出の予定。

10. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

- ・未定
- ・「構成資産等基礎調査」により地域の現状、構成資産と集落及びそれを含む地域の文化的景観の視点を持ちつつ調査中。その結果を学術会議に諮り、資産の範囲や緩衝地帯の範囲を検討する。

11. 保存管理計画の策定状況

- ・重要文化財の保存活用計画については、平成20年度中に作成予定。
- ・史跡の保存管理計画及び重要文化的景観の保存計画については、平成21年度までに作成予定。

12. 地方公共団体における推薦準備のための体制整備の状況

(1) 組織的体制

○長崎県

- ・「世界遺産登録推進室」を長崎県教育庁内に設置し、6名を専任で配置。
(室長1名、行政職4名、指導主事1名)

○平戸市

- ・教育委員会「文化振興課」を「文化遺産課」に改組し、1名増員。

○南島原市

- ・教育委員会「文化課」を「文化財課」に改組し、1名増員。

○長崎市、五島市、佐世保市、小値賀町、新上五島町

- ・新組織の設置や専門職員の増員を検討中。

(2) 関係機関等との連携のための組織

・「県市町連絡調整会議」

目的：県及び関係市町の関係部局による課題解決の推進

会議：平成19年12月12日現在、5回開催

・「長崎県世界遺産登録推進会議」

目的：知事と関係市町長の情報共有や、県市町の歩調を合わせた取組の推進

会議：平成19年10月24日（水）第1回会議を開催

年1回ないし2回開催

・「長崎県世界遺産登録推進会議 作業部会」

目的：「長崎県世界遺産登録推進会議」で示された課題等の解決

会議：平成20年1月第1回部会開催予定

・「長崎県世界遺産登録推進本部」

目的：県庁内関係各部の相互の緊密な連携の確保の推進

(知事：本部長、副知事：副本部長、10関係部長より組織)

会議：平成19年11月30日（金）第1回会議を開催

2ヵ月に1回の割合で開催予定

・「世界遺産関係機関会議(仮称)」

目的：国の地方機関等との意思疎通を図り、資産の保全や法規制の調整

会議：平成20年2月開催予定

(3)有識者による委員会

・「長崎県世界遺産学術会議」の設置(委員6名)

目的：推薦書内容等について、学術的・専門的な立場から検討を加える

会議：平成19年12月26日(水)第1回会議開催予定

年3回開催予定

1.3. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

区分	平成19年度	平成20年度	登録2年前	登録前年
推薦書の作成 ・提出	県学術会議・県	推薦書作成(本文・図面等、翻訳等)・暫定版提出 国内外史料調査・建造物調査	提出	イコモス調査
構成資産基礎調査	県・市町	基礎調査	登録予定年の2年前の2月1日までに提出	
構成資産の決定	県学術会議・県	構成資産の選定(決定)		
	県	国指定・選定の推進(新規)		
	県	国指定・選定の推進(県指定→国指定)		
	市町	重要文化的景観の保存計画策定(国補助)等(域内住民の合意等含む)		
保存管理計画策定	県	包括的保存管理計画の策定		
	市町	個別保存管理計画の策定		
緩衝地帯の設定	県・市町	緩衝地帯の設定		
	市町	景観計画・景観条例等の制定		
類似資産との比較研究	県	類似資産との比較研究		